



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2019
6.25
no.161

Report

① 相続差別の廃止は、婚外子差別撤廃の入り口

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 福喜多 昇 1

② 子ども・若者たちが踏み出した一歩

一般社団法人 東日本大震災 子ども・若者支援センター 6

③ 第18回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 第11回九州外国ルーツの生徒交流会 in 熊本実施報告

NPO法人外国から来た子ども支援ネットくまもと代表 竹村 朋子 15

④ 第18回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 オルタボイスフェスタ ～「この地で堂々と生きていこう」～

NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 徹 24

Event Information

9/6 子どもの人権連 第34回総会・学習会 28

Document 2019.2.1～2019.4.30

子どもの人権や教育に関する報道と記録から 29



相続差別の廃止は、 婚外子差別撤廃の入り口

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 福喜多 昇

婚外子相続違憲決定の意義と問題点

2013年9月4日、最高裁判所は、「嫡出でない子の相続分は嫡出子の2分の1」とする婚外子相続差別規定（民法900条第4号但書前段）を憲法違反と決定した。審議に参加した14名の裁判官全員一致の判断だった。その年の12月には、臨時国会でこの部分を削除する民法改正がなされ、直ちに発効している。19世紀末の明治民法制定時に規定され、その後、婚外子とその母を永く苦しめ続けてきた規定がようやく廃止された。確かに画期的判決であったし、婚外子差別撤廃に一步を踏み出す大きな出来事だったのは、間違いない。

しかし、同時にこの判決は、婚外子相続規定に初めて最高裁の判断が示された1995年大法廷決定と、その後に各小法廷で繰り返されてきた合憲決定を変更するものではなかった。つまり、遅くとも2001年7月（2013年の違憲決定で扱われた相続の発生時点）には諸事情の変化によって違憲になったという判断である。それ以前の相続においては、合憲だったということになる。しかも、法的安定性を理由に、2001年7月以後でもすでに相続が確定したものは、違憲決定に基づいてやり直すことを認めなかった。

違憲決定は、結論こそ画期的ではあったが、こうした限界を持っているため、改めて読み返してみると、その内容はかなりの部分が、合憲とした過去の判断への言い訳の様に感じてしまう。合憲から違憲に判断が変わる理由を、様々な状況の変化として上げ連ねているが、どれも決定的とは言えず、結局のところ、そうした状況の変化の総合的判断だと逃げざるをえなかった。これは、婚外子相続差別規定を違憲・無効とすることによって、司法として発することができたであろう「婚外子を差別してはならない」というメッセージは、かなり限定的なものになった。もともと最高裁は「婚外子に対していかなる差別もあってはならない」とは考えていなかったように思われる。その後の最高裁は、婚外子差別を容認するかの様な判断を行っていく。

婚外子差別容認の最高裁判決

その最初は、画期的な大法廷判決が出された同じ月の26日、小法廷での判決である。出生届書の差別記載（「嫡出子」「嫡出でない子」のチェック欄）が、憲法14条に反するとして、国と世田谷区に賠償を求めた裁判では、この記載を合憲とした。判決文では、「必要不可欠な記載ではない」とし、「法改正を検討すべき」とする補足意見もあることから、積極的に現状を是と肯定してはいない。むしろ、法改正を促していると取れる。しかし、合憲という判断は、その後の展開に重くのしかかっ

てくることになる。

明確に婚外子差別を肯定したのは、2015年12月16日の最高裁大法廷判決である。夫婦同氏の強制を違憲として、選択的夫婦別姓を求めた裁判の判決で、同氏の強制を合憲と判断した。これは直接婚外子差別を争った裁判ではないが、同氏を強制する理由の一つとして、判決文は、次の様にのべている。

「特に、婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦共同の親権に服する嫡出子となるということがあるところ、嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義があると考えられる。…（中略）…さらに、夫婦同氏の下においては、子の立場として、いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすいといえる。」

つまり、「嫡出子」であることを示すことに意味がある。両親と同じ氏であれば、子は利益を受けやすい。だから、夫婦に同氏を強制することには意味がある。こうなると、もはや婚外子差別を容認していると思えない。「嫡出子」であることを示すことによって利益を享受しやすいということは、対極に「嫡出でない子」として不利益を受けるかもしれない者がいることになる。15年判決は、婚外子差別を前提として、「嫡出子」の利益（婚外子の不利益と同義）を優先して、夫婦同氏の強制に意味があると断じたのだ。婚外子が親子の氏によって炙り出され、社会的差別にさらされるという状況を是として積極的な意味づけを行ったのである。

相続差別違憲決定後の動き

相続差別規定違憲決定後の法務省は、相続差別撤廃の民法改正案とともに、合憲と判断された出生届の差別記載を廃止する戸籍法改正案も準備している。しかし、これに猛烈に反対したのが政権与党の自民党だった。党法務部会の議論では、違憲とされた相続差別規定の廃止にすら強い反対があった。結局法務省は、戸籍法改正案を下ろすことで、辛うじて民法改正案の与党了解を取り付け、違憲状態だけは脱した。

国会での相続差別廃止の民法改正案の議論は、はっきり言って酷いものだった。特に衆議院の法務委員会では、「不貞の子どもを利するような法改正などする必要があるのか。」「最高裁の判事は国民が選んだわけではないのに、選挙で選ばれた自分達が、なぜ従わなければならないのか。」「国際人権条約の委員会から勧告が出ているからといって、外圧に負けてはならない。」「そもそもこんな条約を批准したのが間違いだった」等々、およそ聞くに堪えないような意見が、次々と出されるという有様だった。さすがに最高裁で違憲とされた法律は改正せざるをえず、党議拘束もかかっているため、裁決では賛成したが、与党自民党と野党維新の会の委員会での発言は、最高裁決定を批判する内容がほとんどであった。

従来、法務省では、「相続差別がなくなったとしても、法律婚制度がある以上、何らかの区別は残る」という意見はあったが、少なくとも「出生届や、戸籍の続柄での区別は、相続差別がなくなれば撤廃するのが当然」とする考えが主流であった。しかし、これは、最初の一步から頓挫した。

諸外国では、相続の差別が撤廃された後、それに伴って婚外子に関する法制度が見直され、他の婚外子差別も撤廃していこうとする動きが加速した。しかし、日本では、相続差別撤廃の後、唯

一行われようとしているのは、配偶者優遇の相続の見直しである。婚外子の相続分が婚内子と平等になったため、法律婚家族の取り分を減らすなどばかりに、配偶者を優遇しろというのだ。婚外子差別撤廃の国際的流れには、完全に逆行するものである。その後、配偶者相続割合の引き上げ、配偶者居住権の尊重などがセットでパブリックコメントにかけられた。配偶者相続割合の引き上げは、さすがに反対が多く見送りとなったが、配偶者の居住権の尊重は、法改正に向かって進行中である。

さらに、危惧せざるをえないと感じたのは、相続差別規定の撤廃で、婚外子差別の問題は終わったという発言が、学者や弁護士、それも人権問題などに比較的熱心に取り組んできた人たちからも出てきたことがある。

日本は、法制度に限っても、十数項目に及ぶ婚外子差別を残している。相続差別の廃止は、婚外子差別撤廃の入り口ではあっても、決して出口ではない。私たちはまだ、ようやく最初の門を潜ったにすぎない。

● 日本の婚外子差別に関する国際的議論

日本の婚外子差別について、最初に国際的な議論が本格的になされたのは、1993年自由権規約委員会での、第3回日本政府報告書審査の時である。私たちは前年から、日本における婚外子差別法制度について、詳細な報告書を提出した。この審査では、自国の審査では発言しないとの慣行に従った日本人委員を除く出席委員全員が、日本における婚外子差別の現状に批判的意見を述べた。個別の課題では、婚外子差別の問題に最も多くの時間が割かれることになった。日本審査は、当初1日半の予定だったが、2日間に延長して行われた。

婚外子差別についての委員の発言はどれも合理的で適切な指摘だった。例えば、日本政府は、「法律婚によって成立した家族の保護のためであって、条約の禁じる不合理な差別ではない。」と弁明したが、委員からは「家族の保護のためと称して婚外子を差別するのは間違っている。家族の保護のためと言いながら家族の一員、特に、子どもを犠牲にしてはならない。婚外子もいずれかの家族の一員ではないのか。」「平等原則に、合理的差別という概念はない。」と批判されている。また、「世論調査でも、国民の合意がえられておらず、法改正は困難」とする答弁に対しては、「すでに批准した条約の実施を世論調査に依存してはならない。批准した以上、政府には実施の義務がある。規約に合致するよう世論を変えるのも政府の役目である。」と指摘されている。

審査後に出された委員会の総括所見では、＜主要な関心課題＞で「委員会は、婚外子に対する差別的な法制度に特に憂慮している。特に出生届と戸籍にかかわる法文・慣行は、規約の17条と24条に違反している。婚外子の相続権に関する差別は、規約の26条に違反している。」とし、＜提言と勧告＞では「委員会は、婚外子に対する日本の法制度を改正し、そこに含まれている差別的条項を削除して、規約の第2、24と26条に適合するように改正するよう勧告する。日本に依然存在し続けるすべての差別的な法律と慣行は、規約の第2、3と26条に一致するように廃止されるべきである。日本政府は、この問題について世論に方向付けを与えるように努力すべきである。」と勧告した。

その後の各人権条約委員会は、この議論を基本として、次々と勧告を出していく。1998年自由

権規約委員会の再勧告、子どもの権利委員会の第1回日本審査での勧告、2001年社会権規約委員会、2003年女性差別撤廃委員会、2004年子どもの権利委員会、2008年自由権規約委員会、2009年女性差別撤廃委員会、2010年子どもの権利委員会、2013年社会権規約委員会と計10回もの勧告が出された後、ようやく、相続差別規定の撤廃となったのである。

相続の法改正後、2014年の自由権規約委員会の日本審査では、日本政府によって、相続差別廃止が徹底的に利用された。日本が如何に条約を遵守しているかの証しのように宣伝され、その結果、日本への勧告から婚外子差別の項目が外されることになった。しかし、2016年の女性差別撤廃委員会の日本審査では、「相続差別が廃止されたにもかかわらず、出生届における差別的記載に関する戸籍法の規定を含む多くの差別的規定が維持されている」と指摘し、「婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止すること、及び法が社会的な汚名と差別から婚外子とその母親を確実に保護するようにすること。」として、婚外子のみならず、その母親の保護にも触れたのである。

相続差別廃止以後の課題と活動

1995年に、最高裁大法廷は相続差別合憲決定を行ったが、その4年前1991年には、韓国が相続差別を撤廃していた。この時点で、すでに北東アジアでは、婚外子の相続差別を残す国は、日本だけになっていた。2013年の違憲決定でようやく相続差別を廃止した時には、「世界中で、婚外子の相続差別を残す国は、フィリピン、インドなどごくわずか（法務省見解）」という有様になっていたのである。司法・立法・行政の三権のうちどれか一つでも、本気で国際的な人権状況に目を向けていたら、日本における婚外子相続差別撤廃がここまで遅れることはなかったであろう。

日本がようやく相続差別を廃止した時、先進諸国では、すでに、法律から嫡出概念を廃止し、婚外子と婚内子の区別自体を無くしていた。法律から親の婚姻の有無によって子どもを区別する言葉が消えているのである。日本では、未だに法律上の区別があるだけではなく、婚外子を「嫡出でない子（正統でない子）」という差別的な呼称で呼んでいる。相続差別の撤廃によって、ますます必要がなくなった出生届の差別記載さえ、無くせない。この彼我の違いの大きさに愕然とする思いである。日本における婚外子差別撤廃の動きは遅々として進まず、歯がゆい思いが募るが、それでも前進はしてきている。私たちの会ができてから、ちょうど30年が経つが、その間にも、幾つかの課題が前進した。2013年の相続差別廃止は、その最も大きなものだが、それ以外にも、いくつかの前進があった。住民票の世帯主との続柄は、1994年まで、婚内子が「長女」「長男」方式で記載されていたのに対し、婚外子は「子」とのみ記載され、養子、養女は「養子」と記載されていたが、制度改正により、世帯主との親子関係があれば、すべて「子」と記載されることになった。児童扶養手当は、婚外子が父と別居していて養育費の支援がなくても、父親が認知するだけで打ち切られていたが、1994年に奈良地裁で違憲判決が出され、96年には、東京でも認知だけで児童扶養手当が打ち切られることはなくなった。また、父日本国籍・母外国籍の婚外子は、胎児認知がなければ日本国籍を認められなかった（出生後認知では日本国籍を得られなかった）が、これも2008年に最高裁の違憲判決があり、これを受けて翌年法改正された。

これらはいずれも当事者が、時間と費用をかけて裁判を起こし、何らかの違法性が指摘されて、初

めて法や制度が見直されるという経過をたどっている。しかし、いつまでもこのペースで世界の趨勢に背を向けたままでよいはずはない。

先ずは何としても「日本において、婚外子差別の問題は、未解決である」と声を上げることから始めなければならない。そして、「父母の婚姻の有無はあくまで親婚姻の問題であって、それは子の『身分』や社会的地位とは無関係である」という当然の、そして、国際的には主流となりつつある考えを日本にも根付かせることである。

当面は、最も象徴的な差別である出生届の差別記載の廃止、戸籍の続柄の長幼の序列の廃止（続柄記載の廃止）に取り組むことで、「婚内子と婚外子は身分が違う」という嫡出概念を廃止していく道筋を付けたいと思う。残念ながら国会レベルではいかんともしがたい状況であるが、地方議会では必ずしもそうではない。また、実際に戸籍実務を扱うのは、区市町村である。すでに11議会で陳情請願の採択などに基づき、国に地方自治法に基づく意見書などが提出されている。また、議会で陳情が採択された自治体では、動き出した行政もある。2015年には、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会（全連総会）において、出生届の差別記載の廃止を法務省に要望することが決議された。また、2018年は、「婚外子差別を誘発しかねない要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を撤廃して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することはきわめて合理的である」として、出生届の差別記載とともに、戸籍の続柄記載の廃止を要望することが決議された。法務省はこれに対して、「にわかには法改正を行うことは困難」とコメントしたようで、すぐに国・法務省が動くわけではない。それでも全国で戸籍実務を担う現場の担当者から声が上がったことは、極めて大きい。人権に特効薬はないが、確実な一歩を継続していきたいと思う。近い将来その蓄積が確かな変化をもたらすことを信じて。





子ども・若者たちが踏み出した一歩

一般社団法人 東日本大震災 子ども・若者支援センター

1 開催の背景

東日本大震災から7年以上が経過した。この間、子ども・若者は、それぞれにこの震災の体験を背負い、身を削るような学びを続けている。その中には、専門的な支援に繋がった子ども・若者もいれば、支援が必要にもかかわらず、専門機関に繋がっていない子ども・若者もいる。また、彼らの中には、被災したふるさとの復興や自分たちの体験を次の世代に繋げたいと願い、活動の場を求めている若者もいる。こうした子ども・若者たちが震災を抱えながら成長し、大人になっていくためには、継続的・総合的に支援を続ける体制を緊急に構築することが求められる。

阪神淡路大震災では、20年間の支援の必要性が語られているが、さらに広域で厳しい被害を受けた東日本大震災では、それ以上の期間の支援が求められている。だが、残念ながらこれまでの子ども・若者支援に見る限り、総合的・長期的な支援体制が構築されているとは言いがたい。

一般社団法人東日本大震災子ども・若者支援センターは、それらの子ども・若者の成長と発達を、被災体験を抱えながら成長する子どもの視点から、医療、心理、教育、福祉などの分野にわたって総合的・長期的に支援するために、第1期として「東日本大震災子ども・若者20年プロジェクト」と位置づけ、2030年まで様々な事業を行うことを目的として立ち上げることにしたものである。

震災当時子どもだった若者たちは、友だちや家族、たくさんのおとなたちの支えを受けながら、震災のことや自分の今とこれからのことを考えている。今、そうした子ども・若者たちが新たな一歩を踏み出し始めている。

そこで本センターでは2018年8月26日にシンポジウムを開催し、新たな一歩を踏み出した高校生、短大生、留学から帰国した大学生の3人に、一歩を踏み出すきっかけが今どのように自分の中で位置づいているのか、そして今後どのようなことをしていきたいか等を話してもらうことにした。第二部では登壇者と参加者を交えたワールドカフェを通じ、復興や防災、まちづくりへの新たな一歩を子ども・若者がどう踏み出すか、踏み出そうとする彼らを地域がどのように後押しできるか、一緒に考えることにした。

2 日時・場所

日時：2018年8月26日（日）

13時～16時

場所：仙台レインボーハウス

（宮城県仙台市）

参加者数：52人



3 当日の流れ

11時00分 関係者集合、会場設営
11時45分 昼食・打ち合わせ
12時30分 開場
13時00分 開始

<第2部>

14時30分 ワールドカフェ（30分×3）
16時10分 ワールドカフェ終了、感想
16時45分 統括会議
17時00分 交流会、軽食つき

4 当日の様子

<第1部> トークセッション 復興×私たちの踏み出した一歩

上沢：Z00Caféの来客者数について発表します。平成28年、2月18日には最高来客者数を達成しました。また、平成29年7月8日には最高売り上げを記録しました。一歩踏み出した感想として、カフェを通し地域の方たちとつながることが出来てとても良い経験となりました。いろんな方とお話した経験からコミュニケーションが身に付き、大学生活でも役に立っています。また、大学受験の時に周りの人たちとは違う経験や強みを持っているという自信ができました。東洋大学の学生と関わることで、進路選択の相談ができました。大学で地元を離れ、ゾンタハウスがない環境で生活していると改めてゾンタハウスのありがたみや存在が大きいことがわかりました。これからもたくさんの方が利用してほしいです。今後、Z00Caféグループとして長期休業中に開催したいと考えています。また意見交換会などにも積極的に参加していきたいと考えています。個人の目標としては、学校で勉強に励み知識を付け卒業し、それを活かして就職する、自立したカッコいい大人になる、地元に貢献する、地域とつながり続けるという目標があります。グループとしても個人としても頑張っていきたいと思います。これからも応援よろしくお願ひします。ご清聴ありがとうございました。

W：皆さんこんにちは。福島県から来ました。WとKです。よろしくお願ひします。これから「しんぐるまざあずふおーらむ福島」の報告を始めます。私からは震災後の福島県の状況と母子家庭

の問題と毎年夏に東洋大学の学生たちと行っているサマーレスパイトについてお話をさせていただきます。よろしくお願いします。福島県は東日本大震災で地震や津波だけではなく、原発の被害を多く受けました。現在も線量が残り自宅に帰れない人も多くいます。母子家庭ではより多くのダメージがありました。特に正確な情報が入ってこない状況では、見えない放射能の不安は非常に大きかったです。さらに食料や生活水の確保は乳幼児を持つ母親にとっては重要な問題でした。学校の校庭で除染作業が行われていたため、遊ぶことが出来ませんでした。体内の内部被ばくを減らすために県外に自主避難しました。しかし、多くの母子家庭では経済的な理由などにより自主避難が出来ませんでした。また、仕事を掛け持ちしている人も多い背景もありました。

では、ここからは私たちが毎年参加しているサマーレスパイトについて発表します。東洋大学のセミナーハウスで毎年7月の3連休に行われているレスパイト。森田先生のゼミの学生さんが子ども一人に2, 3人ついてくれて一緒に勉強したり、遊んでくれます。レスパイト中は片付けや掃除などを自分で行うので、家に帰っても続けて母親の手伝いが出来るようになりました。この写真に写っている女の子はこの後、報告してくれるKちゃんです。小学生だったKは今ではこんなに大きくなりました。私は、レスパイトに参加してお父さんがいないコンプレックスを以前より感じなくなりました。母は毎日朝から夜まで仕事をしていたため、小さい頃からおばあちゃんと生活をしていました。母がおばあちゃんの家に迎えに来てくれる頃には私は寝ていました。なので、たまに保育園に迎えに来てくれた時は嬉しかったです。東洋大学の学生さんたちはとても優しく私のわがままにも付き合ってくれるので、まるでお姫様になったような気分でした。普段甘えることが出来なかった私は甘えることが出来ず、人と接することが苦手でしたが、レスパイトに参加してくれている学生さんやスタッフさんが積極的に話してくれるおかげで、自分から積極的に行動出来るようになりました。私にとってレスパイトは学生さんたちの背中を見て様々な姿を吸収出来たり、自分よりも小さい子どものお世話ができたり、自分自身が成長出来る素晴らしい行事です。これからもレスパイトを通して自分自身の成長につなげていきたいです。

K: 私は初めてレスパイトに参加したのが、小学2年生の時で、それからはほぼ毎年参加していました。優しいお兄さんやお姉さんたちが接してくれました。震災後初めて行われたレスパイトは鴨川でした。浜辺で遊んだことやスイカ割をしたのを覚えています。中学生になった頃は自分より小さい子どもが増えて、教える立場になりました。悩みなどを打ち明けてくれたことが嬉しかったです。レスパイトや子ども食堂では自分と同じ境遇の子たちが集まり、1人親家庭と言うコンプレックスから少しずつ抜け出せるのではないかと考えています。私自身もそうでした。授業参観の時にみんなお父さんやお母さんと写真を撮っていたのを当時の私はうらやましく見ていました。母は忙しくなかなか来られなく、友達からは「みかこちゃんのママは？」と聞かれ、「ママは仕事」、「パパは遠いところで仕事なの」って強がって答えていました。小さい頃は誰もが自分の家族構成を当たり前だと捉えてしまいます。自分と他人を比較し、知らぬ間に自分も相手も傷つけてしまいます。考え方が大人になると自分の家族構成と言う小さな世界からたくさんの家族構成があり仕事によって家にいる時間が違うという大きな世界に目を向けられるようになりました。そのようなこ

とをレスパイトや子ども食堂を通して感じました。高校生になって昔自分がしてもらっていたことをやる立場になりました。またずっとレスパイトに参加していることで絆が深まり、信頼関係が出来上がっているので、頼られまくるお姉さんになりました。このような自分がいるのは、しんぐるまざあずふぉーらむの遠野さんをはじめ、東洋大学の学生さん、そしてレスパイトに参加に申し込んでくれる母親がいるからです。レスパイトでは、心で感じるもの、肌で感じるものそれぞれたくさんあります。私は今、勉強と部活で忙しいため、子どもたちになかなか会えなくなってしまいましたが、久しぶりに会うと私の名前を叫んで抱き着いてくれます。その時、とても幸せです。レスパイトは自分を大きく成長させてくれました。今、私はたくさんの方々に感謝する気持ちでいっぱいです。長いお話にお付き合いいただきありがとうございました。

三瓶：福島県の楡葉町出身で、現在は青森公立大学の1年生で経済の勉強をしております三瓶 諒と申します。本日はよろしく願いいたします。震災からの時系列でお話できればと思います。震災当日、僕は小学校にいて、その日は家にいて次の日に役場から避難指示が出たのでいわき市にある小学校に避難しました。その後、茨城県の水戸市と日立市に約2年間滞在していました。母の仕事の関係で福島に戻ることが良いと判断して、楡葉町の仮設住宅に入りました。楡葉中学校卒業後、福島県立ふたば未来学園に入学しました。2015年には楡葉町に帰れることが出来るようになったのですが、僕は学校の寮に入りました。学校では演劇の勉強をしました。そこで感じたことは組織の中の組織貢献者の「意欲をどう獲得していくか」というのがリーダーには求められていて、果たして高校生に出来るのかということを今考えるとすごいことをやっていたと感じました。ふたば未来学園では、メディアコミュニケーション班に所属していました。ここではSNSを使ってどのような情報発信をしていくかということを班の中で話し合いました。その結果、発信すべきなのは震災後、双葉郡が着実に復興している現状を発信することと結論付けました。誹謗中傷もある中で擁護してくれるツイートや投稿が増えてきたことも私が3年間活動してきた中で実感しました。これらは高校生だけが行うことではないので、自分の後輩が双葉郡の方達と田んぼアートなどの活動があることを確認しているので、地域に働きかけるというのが増えていると実感しました。

大学卒業は、福島県楡葉町に戻って起業するか、同じ卒業生とネットワークを作って、ふたば未来学園と地域を深める活動をしたいと考えています。また、町の役場に就職して色々な考えを持つ人たちと行政について考えるというのもおもしろいかなと思ってモヤモヤしております。これで私の話は以上とさせていただきます。ありがとうございました。



阿部：はじめましての方もそうでない方も南三陸町出身の現在、神田外語大学4年生の阿部成子と申します。本日はよろしくお願いたします。私は留学に挑戦しました。私はアメリカの3ヶ所で活動しました。一番行っていたのはフロリダ州のマイアミで8ヶ月間、交換留学生という形で勉強しました。まず、留学前の私として大学に入ってから南三陸町のツアーをやっておりまして、それがいつも自分のパッションになっていました。やっぱり街が好きで地元のために何かしたいという時に色々な課題に直面しました。その時に昔から国際とかに興味があって、ずっと留学したいと思っていました。一番の理由はこの活動するにあたって、地元で活躍しているたくさんのカッコいい大人は、外から入ってきたイメージでした。その人たちに話を聞くと海外生活の経験や転々と色々な企業に行っていた人などがいました。これからの自分の発展を考えると、グローバルな視点を身につけたいと思いました。アメリカで「教育」「文化」「地方創生」で自分の活動に活かせる目標を掲げました。まず「教育」はマイアミで行いました。マイアミはハリケーンが多い地域で避難生活を行いました。そこでフィールドワークやインターンをやりました。主に語り部をやりましたがやるまでに時間がかかりました。そこでは震災の話をしました。他には、アメリカは母国語プラスで第二言語を話せるのが普通で、親が日本人の子どもは大体日本語学校に通っています。そこで私はボランティアとして週に一回、後半はインターンとして働きました。そこで3月11日に震災の話をしていただきました。その時に感じたのは、まずアメリカにいる子どもたちの持っている防災のイメージが全く日本と違うことです。あちの避難訓練は主に銃の訓練で驚きました。どうしても地震や津波のイメージがないので向こうで防災啓発をやっても価値観の違いが壁となっていました。しかし、小さいながらも愛国心も持っている子どもたちも涙してくれる子もいて、とても良い経験となりました。

次に「地方創生」というのは、ロサンゼルスで行った通訳インターンの経験からです。この活動の目的は被災した女性が海外で活躍していく応援をすると言う団体です。ここで私は女性として日本に帰って生きるを考えて、色々な話を聞いて今後の事について道筋を立てることができました。次に「文化」はニューヨークでのインターンで学びました。そこではカフェ運営をしつつ、日本の企業のマーケティングやプロモーションを行なっている会社でした。そこでは多くの日本人インターン生がいて、何でもやりたいことをやらせてもらえるような環境だったので私は、イベント企画をやりました。ビジネスは何も分からない状態で始めたので企業様とどう連絡を取るか、どう発注を取るかなど苦労しました。このインターンで学んだ事は多くて、自分で目標設定する力や無給だからこそ自分のモチベーションをどう維持していくかなど学びました。アメリカの暮らしで思ったのは「違うから面白い」ということですね。これからの私は、日本でやるべきことが多くあるので、日本で活動していこうと思っています。卒業後すぐには南三陸町には戻らないと決めています。このようなことに胸を張って言う勇気が留学前はなかったのですが、今は胸を張って言えます。一番大事なのは自分のルーツを忘れないことですね。与えられたものから自信につながって、自分のやりたいことが見つかるのではないかと今は思っています。これからも頑張ります。ありがとうございました。

小野寺:プレゼンを始めさせていただきたいと思います。僕も阿部さんと同じこの会をコーディネートしました。僕は学校を卒業して南三陸町に戻ることに決めたのですが、そこまでの経緯などを発表したいと思います。

自己紹介から始めたいと思います。小野寺翔と申します。現在、岐阜県で林業の勉強をしています。中学時代は生徒会長をやっていて、この時は人とは違うカッコいい仕事をしたいと思って、地元には残らず外に出たいと思っていました。中学2年生の時に震災が起きて、当たり前のもが一瞬にしてなくなる体験を14歳で経験しました。変わり果てた故郷の景色を見たその時から「この町はこれから誰が作っていくのだろうか」と思いました。なくなってから考えるようになりました。それから新潟県中越地震の被災地、山古志村を訪問しました。そこは地震前と同じ街並みが復元されていて、「自分の町はどのようにしたいのか」と考えるようになりました。高校時代は部活に励んでいた一方で、森田先生にお会いして震災経験などを語り始めました。以前は思っていることを発信していませんでしたが、高校1年生の時に初めて東京に来て震災当時の状況や町づくりに対して思っていることを発言しました。

大学は最初、首都圏に行ったのですが地元を離れてからむしろ地元のことを考えるようになって、距離が遠いと震災の考え方も違うことを実感しました。私たちが故郷で経験したことを周りの同世代のみんなに伝えたいと考えて、全部自費でツアーを組みました。次の一歩として大学2年生で大学を退学して専門学校に転進しようという思いが固まりました。大学に通いながらプロジェクトMという団体に活動しています。「離れていても故郷の思いは持っておこう」という思いを持っています。やれるかやれないかは別にして声をまずあげてみるということが重要だと思います。発信出来る環境を作っていけないといけないと考えています。仲間への存在は大切に、同じベクトルを持った仲間が必要だと感じます。岩手、宮城、福島など同じベクトルを持った人たちでこれから先、何か面白いことが出来ればと思っていますし、これからそれを共有出来る場所を僕たちで作っていかないといけないと思います。以上です。ありがとうございました。

<第2部>3グループに分かれて、ワールドカフェ30分×3回

学生が運営の責任者；内容は省略

5 参加者の感想

◇宮城県南三陸町出身 小野寺翔（岐阜県立森林文化アカデミー 2年）

今回の意見交換会は、これまでよりも、「若者がお互いの未来を語り合う」という要素が重視された内容になったと思う。一部では、大学生になった山田町のZOOcaféメンバーの報告から始まり、福島の学生からの報告、アメリカから帰国した同級生の報告から、私の報告へと続いた。これまでも意見交換会は数を踏んできたが、今回新鮮だったのは、団体の活動報告ではなく「個人の震災からこれまでの歩みと、これからの展望 若者向けに」発表する という点だった。私的な内容となったが、発表を通して、震災から現在までの7年半の経過の中で、自分がどのような影響の元にどんな選択をしてきたのかを改めて整理することができた。二部では、登壇した若

者を中心として、若者と支援者を混ぜたグループに分け、ワールドカフェを用いたワークショップが行われた。ワークショップには一部傍聴の学生も数名参加したが、故郷の後輩も参加してくれていたのは非常に嬉しかった。しかし、全体的には若者の参加者が少なかったため、活動に意欲があっても思いのある学生をもっと巻き込めれば良いのかなと感じた。今後の活動の継続には、自分たちも関わっていくものの、世代交代という意味で、学生の時間の中で私たちが行ってきたことの火種を次の世代に渡すということも必要だと思う。

私も来年度からは社会人となるので、次の学生のチェンジメーカーをどのように生み、育てるかを考えるためにも、このように若者たちが集う機会と場所は継続的に作っていければと思う。

◇宮城県南三陸町出身 阿部成子（神田外語大学 3年）

今回の意見交換会は、発表の中でも言った通り、帰国前から楽しみにしておりました。というのも、この意見交換会は自分が震災後に行ってきた活動、その中で感じた気持ちの変化を人に話す事で自分なりに整理する、とても貴重な場です。今回は特に、1年ぶりの参加となったので、Project” M”のメンバーも含め、皆様の新たな一歩を知ることができて、大変刺激的な時間になりました。私自身も、留学の総括を発表する機会が帰国後初めてでしたし、これからはなかなかこのような機会はないと思うので、しっかりと自分の1年を振り返るきっかけを作ってくれた点においても、森田先生をはじめ東日本大震災子ども・若者支援センターの方々、森田ゼミの学生の皆様には大変感謝しております。私ごとではありますが、この1年の留学で得た経験は、私の人生の中で東日本大震災に次ぐ重大なものだったと感じております。学んだことを常に振り返り、人に伝え、活かして活動していくことが、この留学を可能にしてくれた多くの人々への感謝を伝える方法だと思っております。まだまだ未熟ではありますが、常に学ぶ意思を持ち、成長していきたいと思っておりますので、これからも変わらずに見守って頂けたら幸いです。

◇岩手県山田町出身 上沢りえ（岩手県立大学盛岡短期大学部 1年）

第1部では、宮城県出身の皆さんと福島県出身の皆さんの報告を聞き、他県で行われている活動について、より深く聞くことができました。福島県出身の二人が、高校1年生であるにも関わらず、堂々と報告する姿に感動しました。宮城県南三陸町出身の阿部成子さんの報告は、個人的にもとても参考になるもので、留学していた1年間に行なった活動内容やその量に驚きました。アメリカ国内の3つの地域に行き活動したということで、行動力があってすごいなと思いました。私は2週間ほどアメリカ研修に行くので、実り多き研修にしたいと感じました。

第2部では、「この夏、困ったこと」「最近モヤモヤしていること」「今後、やってみたいこと」の3つの簡単なテーマで話が展開されたため、とても話しやすかったです。進路のことでモヤモヤしていましたが、多くのアドバイスを頂いたため、参考にしたいと思いました。また、今後のカフェについての提案も頂いたため、その提案を山田に持ち帰り、実現できるか話し合いたいと思いました。今回は、3回に分けてグループで話し合ったため、発言する機会が増え、高校生から大人まで多くの意見を聞くことができました。良い刺激になりました。また様々なお話を聞くのが楽しみです。

◇岩手県山田町出身 小林未空

(盛岡大学短期大学部 1年)

私は今回の意見交換会に参加して Z00cafe について発表するときはとても緊張しました。高校生の意見を聞いて、高校生なのに内容も濃くてすごいと思いました。発表にしっかりと自分の気持ちも入れていてとてもすごいと思いました。Project” M” の意見を聞いて、自分の過去の話

とかもありとても聞きやすいと思いました。留学の話も聞けて面白かったし留学をしたことが他の人にはない強みになるということを知っていてすごいと思いました。

ワールドカフェの時は自分の意見を真剣に聞いて頂き、とても話しやすかったです。Z00cafe の後継者がいないという話をしたら解決策をたくさん考えて頂き、「学校の先生に協力してもらい後継者を探す」「役場に協力してもらい後継者を探す」などたくさんの意見を頂き、ありがたかったです。質問されて上手く答えられない時は細かく説明してくれて分かりやすかったです。グループを30分ごとに変えたことにより様々な人とお話ができたのでよかったです。今回の意見を今後役に立てていけるように頑張りたいです。



◇岩手県山田町出身 佐々木麗緒 (盛岡大学 1年)

今回の意見交換会では、踏み出した一歩を聞くことができ自分ももっと頑張ろうと思いました。いろんな人たちの前で話すのは何回もしているけど緊張しました。いつもうまく喋れないので、もっとしっかりとしたことを堂々と喋れるようにしたいです。福島の高中生たちの話を聞いて、福島との違いなどを感じました。高校生なのに堂々と話していてすごいなと思いました。南三陸の人たちの話は自分のやりたいことをやっていて、やっぱりすごいなと思いました。自分もいま出来ること、やりたいことをしていきたいと思いました。また、これからの将来についてもしっかりと考えていきたいと思いました。ワールドカフェでは、最初は緊張しましたが、いろいろな人たちと楽しく話をすることができました。自分と同じ考えの人や自分と違う考えを持っている人と話すことでたくさんの意見を聞くことができました。これからのカフェについてももっと考えていきたいと思いました。

これからもこのような活動に参加したり、レインボーハウスでみんなでいろいろな活動が出来たらいいなと思いました。いつもたくさんの方々話を聞いてくださったり、応援してくださっていてありがたいと思いました。

◇岩手県山田町出身 高村侑奈 (青森中央短期大学 1年)

自分たち以外の発表を聞いて、思うことがあったり、高校生がとってもしっかりしていてすごいなと思いました。高校生や阿部成子さん、三瓶諒くん、小野寺翔さんの発表も聞いてみて自分た

ち以外にもいろいろな活動をしていて、それぞれ震災を経験して今の自分にできることを実践していて、行動に起こしているのがすごいと感じました。

ワールドカフェではメンバーが変わり、色々な人の意見を聞くことができとても勉強になりました。メンバーが変わって緊張して話し合いに参加できるか不安だったけれど、自己紹介の際にテーマを交えて自己紹介をするというのがあったのでその後の話し合いがとてもスムーズにいくことができたので良かったです。ZOOCafé のことについての意見を頂いたり、その他今後やってみたいことなど共有することができたのでとてもよかったです。ZOOCafé の後継者についてもたくさんアドバイスをいただいたり、活動についてのアドバイスをいただいたりとても良い意見交換会だったなと思いました。

◇岩手県山田町出身 湊日和（岩手県立宮古高等看護学院1年）

今回の意見交換会に参加して、たくさん勉強になりました。同じ年代の方の発表で、前回の時よりも新しい話が聞いて良かったです。高校1年生の発表では、自分が高校1年生のときと比べものにならないくらいしっかりしていて、刺激になりました。レスパイトの活動について分かりやすく発表していて、レスパイトの活動に興味を持ちました。機会があればレスパイトの活動に参加してみたいです。留学した大学生の話やきっかけ、南三陸町出身の大学生の昔話なども聞いて勉強になりました。Project” M” という活動では東洋大学の学生も呼んで一緒に活動に参加したいと話していて、自分たちも次に向けて何か考えていかなければならないと感じました。さらに、自分たちの活動も発表することができました。

各グループに分かれての意見交換では、全体のテーマをもとに話し合いました。自分たちの活動のことを話すだけでなく、他の地域のことも知り、課題について一緒に考えることができました。とても話しやすい環境だったので、ZOOcafe のことだけでなく自分の将来の話もすることができました。久しぶりに関わった人もいたので楽しかったです。ありがとうございました。

◇福島県双葉郡出身 三瓶諒（青森公立大学1年）

今回は昔お世話になった方からお誘いをいただき、急遽ではありましたが、意見交換会に参加させていただきました。参加しようと思った理由は、以前よりも知識が増え、より正確に自分の言いたいことが伝えられるということと、他の人の考えを聞き自分の考えをより深める良い機会になると思ったからです。私は、高校時代から、地域の人に積極的に働きかけて行動する友人を見て、「自分も何かしなきゃ」と感じていたものの、「何をすればいいのかわからない」という状態に陥って苦悩していました。しかし、今回の意見交換会に参加し、話をしたり聞いたりしたことで、自分の中で何がしたいのか少し整理ができたような気がしています。今後は、地元である福島県双葉郡の復興の現状を伝えられるようなツアーを企画したいと考えています。近い未来、日本中の地方で起こる人口減少という問題に、一足先に直面した東北の被災3県でそのような活動を行って、どのように復興してきたのか伝えることには大きな意義があります。また、今回のような「話せる場」を地元でも作り、「何かしたいけど何をすればいいのかわからない」と悩んでいる中高生の後押しができれば良いのではないかと考えております。



第11回九州外国ルーツの生徒交流会 in熊本実施報告

NPO 法人外国から来た子ども支援ネットくまもと代表 竹村 朋子

1 はじめに

今年度第11回となる「九州外国ルーツの生徒交流会 in 熊本 (旧 在日外国人生徒交流会 in 熊本)」を、熊本市教育委員会、八代市、八代市教育委員会、熊本市国際交流振興事業団、菊陽町、菊陽町教育委員会、菊陽町帰国・外国人教育推進部会、熊本・外国ルーツの子どもたち支援連絡協議会から後援いただき、FSやつしろ外国にルーツを持つ子どもたちの会、秀岳館高等学校との共催にて



2018年3月24、25日(土日)に実施した。会場は熊本市にあるユースピア熊本及び東部YMC A。外国ルーツの生徒37人、外国ルーツのOB(大学生・社会人)6人、日本ルーツ高校生1人・大学生3人、引率大人17人、計64人の参加があった。生徒たちは実行委員会を組織し、事前に幾度も話し合って当日を迎えた。また、今回は佐賀県、大分県に加え、宮崎県からも生徒や支援者の参加があった。

2 開催趣旨

- 1) 熊本県内の学校には外国にルーツを持つ生徒が多数在籍しているが、校内に外国にルーツを持つ生徒が一人しかいないことが多い。異文化の中、言葉もわからない状況で自分の思いを理解してくれる友人を作るとは彼らにとってとても難しく、精神的に孤立している生徒もいる。同じ立場の生徒たちが、共に集い、お互いの夢や悩みを共有することで、彼らの悩みを軽減することができ、彼らを取り巻く様々な状況(進学、就職、在留資格等)を学び、理解する機会となる。また、交流会を通して、友人やネットワークができ、交流会後も連絡を取り合うことができ、精神的な居場所を提供することができる。
- 2) 外国をルーツとする生徒を受け入れた教育機関の関係者にとって、生徒の抱える様々な問題を直接生徒から聞くことができる貴重な機会である。外国をルーツとする生徒の悩みを理解し、生徒にとってよりよい環境づくりができるように、担当者間の情報交換・ネットワーク作りを目的とする。
- 3) 九州の各県は熊本県と同じように子どもたちが散在しており、学校などで孤立しているケース

も少なくない。この交流会は子どもたちが悩みや学校での出来事を母語で話せる場となり、支援者もいろいろな問題を共有できる機会となる。九州全体で外国ルーツの生徒や支援者のネットワークをつくることを目指している。

3 生徒実行委員会

企画進行を、菊陽町「共に歩み青春を語る会」熊本市「おるがったステーション」で活動している菊陽町、熊本市、八代市、宇城市、山鹿市などの中学・高校に在籍している生徒が担当した。月2回の「共に歩み」には、日ごろから、外国にルーツを持つ子どもたちが集まり、彼らが体験している課題や悩みを話せる場となっている。そこで話題となった学校でのいじめや、クラスメイト・教師との関係、来日したばかりの時の大変さなど、自分たちの経験をまとめ、「どうしたら初めてこの会に参加する人に心を開いて率直な気持ちを話してもらえるか」ということを目標に、準備を行った。

3月11日(日)に熊本市国際交流会館で実施した全体実行委員会では、日程や役割分担などを決めた。例年日中の活動の際に使用していた東部YMCAが今回会場の都合によって使用できず、恒例となっていた餃子づくり(子どもたち同士、子どもたちと支援者の距離が一気に縮まる絶好の機会であった)が実施できなくなったこともあり、それに代わる新しい交流の時間に何を行うか、また、交流会全体を通して自分たちが守るべきルール作りや、この集会で3回行う話合い(班別・ルーツ別交流)のテーマを検討した。

実行委員は来日して数年経った子どもたちが担当した。実行委員会の中で来日直後の苦しかった体験やその時の気持ち、周りの人の対応、どうやってそれを乗り越えてきたかなどを自分自身で整理していった。自分で苦しかった体験や気持ちを整理し、他の人に話せるようになるということは、その問題を正面からとらえ、乗り越えようとする、または乗り越えて次のステップに進むということに通じる。

自分の苦しさや悩みをほかの人に伝えられず、1人で苦しんでいる子どもたちにとっては、同じ思いをしている子どもが大勢いること、それを乗り越え頑張っている先輩がいて、何かあればすぐに相談できる友達がいることは大きな心のよりどころになる。

また、日本の生活に慣れてきた子どもたちの中にも、進学や就職、家族の関係など、一人では解決できない多くの課題を抱えている子どもたちも多い。このような問題についても、みんなで共有することができるよう真剣に話し合って準備した。

4 交流会当日

<1日目>3月24日(土) 於：ユースピア熊本

12:30 受付

13:00 開会

実行委員主導の下、による挨拶、交流会の日程説明及び注意事項、施設利用に関する説明が行われた。初めて参加する生徒がいることもあり、アイスブレイクのゲームを実施した。初めはぎこちなさそうにしていた生徒たちだったが、少しずつ笑顔が出始めたことが印象的だった。

14:00～16:00 交流①（班別）

自己紹介からはじめ、用意したテーマで話を進めた。

日本ルーツの大学生・OB及び引率者は進行の補助、記録を担当した。

16:00～16:30 皆で踊ろう！

言葉を介さないダンスを通し、あらゆる国にルーツを持つ生徒たちがより打ち解けるために設定された時間である。初めにダンスリーダーがデモンストレーションをし、その後他の生徒たちも練習して、最終的に全員でのパフォーマンスを披露した。難しかったと漏らす生徒もいたが、新しい試みとしてOBからの評価は高かった。

17:00～18:00 夕食

各班に別れ、ボランティア手作りのカレーを食べた。同じ釜の飯を食べることで生徒たちも打ち解けたようで、日中の活動以上の笑顔が見られた。

18:30～20:30 交流②（ルーツ別）

ルーツごとに分かれ、それぞれの悩みについて話し合った。

20:30～ 入浴

21:00～22:00 引率者・OBの懇談会

生徒たちの支援に当たる学校教職員・日本語指導員、日本語ボランティアといった支援者に交流会OBを加え、意見交換を行った。

22:30～ 班長会／その他生徒は自由交流

班長会では、1日目の反省と2日目の計画について話し合った。

班長以外の生徒たちは、それぞれの部屋で自分たちの抱える悩みについてより深く語り合ったようである。

23:00 就寝

<2日目> 3月25日（日） 於：東部YMCA

7:00～ 起床・片付け

7:30～ 移動

ユースピア熊本から東部YMCAへ移動（徒歩）

8:00～ 朝食

パンやスープ、ボランティアによる中国の煮卵を食べた。

1日目にそれぞれの部屋で遅くまで語り合っていたようで、眠そうな表情を浮かべていた生徒が多く見られた。

9:00～11:30 交流③（班別）

交流①と同じ班に分かれ、「ルーツ別」で話した内容について掘り下げた。

11:30～12:00 まとめ

12:00～ 閉会

12:30～13:00 片付け

13:00～14:00 実行委員反省会

実行委員及び支援者で、今回の交流会の反省点をまとめた。

5 交流会「班別」「ルーツ別」で話し合ったこと

<班別> 1日目午後・2日目午前

ルーツや学年を問わず、生徒たちを6～7名ずつの5つのグループに分けた。各グループには実行委員2、3名、サポーター・通訳としてルーツを持つ大学生OB、記録係として日本人サポーターが入った。

テーマが重く、難しい問題が多いので、実行委員の生徒は新しく参加した生徒たちの気持ちを引き出すことや話題を展開させ、本音が言えるようにすることに苦労したようだった。なかなか話が進まないグループでは、班長が最初に自分が悩んだことについて話すなど、話しやすい雰囲気を作るための工夫をする姿も見られた。しかし、1日目の段階では、なかなか班員の本音を聞き出すまでに至らず、夜の班長会議で肩を落とす班長の姿もあった。また、来日して間がない子どもたちは通訳をつけるなど配慮したが、日本語が理解できないため、自分の意見を十分に言えない子どももいた。今後は事前の班長会の運営のあり方について再度検討し、話し合いがよりスムーズに進むよう支援していきたい。

<ルーツ別> 1日目夜

中高生をルーツ別に分け、話し合いを実施した。今回は中国ルーツを2班、フィリピンルーツを1班、その他のルーツを1班ずつ編成し、話し合った。ルーツが同じなので、親の考え方や育ってきた環境が似ており、より深く話し合うことができた。話し合ったテーマは班別交流と重なったものもあったが、グループのメンバーが変わったことで異なる視点で話げできたようだった。

友人関係

- どうやって友達を作るか。4月にクラス替えがあるため、新しく入って来た人にどう思われるか不安。
- 見た目から英語ができるという偏見の目で見られ、できないことが分かると「残念ハーフ」と言われた。
- 社会の学習で、答えが「中国」になる問題があった。自分は日本語が分からず、問題の意味が分からなかったが、みんなの視線が集まり嫌な思いをした。
- ハーフの容姿をからかわれ、嫌な思いをすることがある。
- 自分は真面目に授業を受けたいのに、クラスメイトから叩かれたりする。自分は静かに勉強したいのに。
- 自分の日本語を笑われるときがあり、しつこく感じる。
- 転入して初めの頃は、クラスメイトがよく話し掛けてきてくれていたが、しばらく経つと誰も来なくなった。
- 部活に入ったが、敬語の使い方が良くなかったのか、先輩にいじめられて部活を辞めた。

先生との関係

- いじめられていることについて何度も相談したが、話を聞いてくれない。ほかの先生にも相談しているが、同じ。結果的に、状況は全く変わらない。
- 体操服をまだ買っていなかったが、「忘れた」とみなされ、反省文を書かせられた。
- 担任の先生が忙しすぎて、分からないことを聞けずに困った。
- 先生は「分かっていない」ことを分かっていない。中には、知らんぷりする先生もいる。



日本語について

- 日本語指導が受けたいと思っても、学校によって受けられたり受けられなかったりするの
は不公平だ。
- 小さい頃からタガログ語と日本語を交互に話しているため、途中話が止まってしまう。
- 学習がなかなか先に進まないため、不安。
- 教室では主に熊本弁が話されるため、学習している日本語が通じない。自分の日本語が
変だと感じる。
- 漢字が分からない。
- 助詞が難しい。
- 書き言葉と話し言葉の使い分けが大変。

授業、進学、就職について

- 授業の内容が全部分からない。分かっていた数学も分からなくなった。
- 教室でみんなが勉強をしている時に、自分は日本語指導を受けていたため、教科の勉強
の内容が分からず困った。
- 高校受験まで1年しかないが、数学の証明問題が分からない。
- 高校在学中に留学するのはどうか？

学校のルール

- 中国ではいいことが日本ではだめで、担任から注意をされた。なぜダメなのか意味が分
からない。理由まで教えてほしい。
- 体操服のゼッケンの名前がカタカナなので目立つ。体育祭では地域の人も見るから、な
んか嫌だ。
- 転入して3日目で修学旅行に行った。携帯電話の使用が禁止だったため、泣きながら行っ
て、泣きながら帰って来た。

将来について

- 日本語教師として中国で中国人に教えたい。中国にいる日本人の子どもたちにも教えたい。
- 国に帰っても仕事がない。まずは日本で就職したい。
- 小学校から日本にいるが、中国に帰りたい。
- 家族や友人がいるし、文化にも慣れているから中国に住みたい。
- 日本もアメリカもルーツだから、どちらにも興味がある。
- 通訳の仕事がしたい。
- 建築家になって、大きな家を建てたい。
- コックになりたい。
- 車に関する仕事をしたいが、どんな仕事があるか分からない。
- 介護士になりたい。
- 遊んで暮らしたい。
- 医者になりたい。

国と日本の違い

- 中国では成績がすべて。級長は自動的に、成績のいい子が指名される。
- 中国の制服は日本の体操服のようなもの。
- 日本では、人からものを借りるとき「貸して」「ありがとう」の流れがあるが、中国はそれがない。
- フィリピンでは落第・飛び級がある。自分も飛び級した。
- フィリピンでは入学後、自分で時間割を決めることができる。
- アメリカの学習はむずかしく、小1を2回した。

日本は…

- 焼肉が美味しい。でも納豆はちょっと…。
- どこでもバス停があるのが便利。
- お湯を出すとき、温度調整できるのがすごい。
- みんなが優しく、あいさつをしてくれる。
- 敬語があり、他人と距離を保つことができる。
- 先輩・後輩の関係が嫌い。一歳違うだけなのに、えらそう。
- 日本人は、責任感がある。

名前

- 名前が長い、えらそうとクラスメイトからバカにされた。
- 名前を中国語読みにするか、日本語読みに変えるかで迷っている。

家族について

- 自分の唯一の心のよりどころだった祖母の認知症が進み、家の中でも心が休まらず、パンクし疎外感を覚えるようになった。
- 自分は日本と中国とのハーフで、日本語を話す。少しずつ母親とのコミュニケーションが取れなくなってきている。
- 親の離婚問題で、家族がバラバラになっている。自分もあまり家にいたくない。
- 父は日本人、母は中国人。母は中国にいる。そのため、父とうまくコミュニケーションがとれない。

来日してすぐの生徒へのアドバイス

- 最初は自己紹介をしないといけないので、内容を考えておいた方がいい。
- 日本語指導があるかもしれないが、先にひらがな・カタカナは覚えておいた方がいい。
- 笑顔が大事。何があっても笑顔で。喧嘩はよくない。
- クラス替えがあるため、入った学年がだめでも、次の学年で頑張ればいい。友達が多いほうがいい。
- 体育祭の時、周りの人のまねをすれば大丈夫。
- 頭のよさは関係なく、自分の頑張り次第。間違いは怖くない。積み重ねが大事。

6 生徒の感想から

<班別>

- みんな、一つか二つは悩んでいることがあると知り、力になりたいと思った。
- 私は4月から高校生になるので、高校で不安なことを話し、とてもいいアドバイスをみんなからもらったので不安が消えました。話せてよかったです。

<ルーツ別>

- ルーツ別交流会では、また改めて悩みを言えたのでよかったです。本当によかったのは、弟を連れてこれて、みんなが弟の話を聞いてくれたことです。
- 昼の交流会ではあまり込み入った話ができませんでした。ルーツ別の交流会では悩んでいた二人の話を聞いて本当によかったです。心を開いてくれたことは嬉しくて、また自分が交流会のみんなのアドバイスで少しでも楽になれたらなら幸いです。

<交流会全体を通して>

- 昨日と今日は、私はたくさんの国の友達と話しました。たくさんの先輩たちは自分の経験や生活または学校であった話を聞けました。二日間、私たち一緒に遊び、ご飯を食べ、交流し、

● たくさんの経験を得られました。また、友達
● もできて、彼らと交流の中で、日本語は少
● しょうくなりました、さらに彼らがいるから、
● 私は日本での新生活に対する緊張感も減り
● ました。少し新生活に期待するようになりました。
● 私は私が先輩たちや友達の経験を活
● かして、日本でより楽しい生活し、学校で
● より良い成績をとれるように望みます。



○高校に入ってから、みんなにとっても会いた
● かったので、やっと会えてとてもうれしかったです。昨日、交流会に来てから、みんなも熱心で、
● それから、みんなと一緒に学校の経験と高校生活の悩みと学校の悲しいことを交流して、みん
● なんとダンスを練習して、みんなと一緒に晩ごはんをご飯を食べて、一緒に遊んで、私はとても
● 楽しかったです。来年の交流会も楽しみにしています。日本に来てから、最も幸運なことはみ
● んなと友達になれたことです。来年の目標は日本語がもっと上手になりたい、みんなにずっと
● 元気でほしいです。

7 おわりに

● この交流会の醍醐味は、1泊2日の短くも濃密な時間を通し、生徒間のみならず、支援者間、あ
● るいは生徒と支援者間に深い「絆」が生まれることだと思っている。

● 私たち日本語指導員が学校に派遣されて実施する「日本語指導」では、生徒の学校でのほんの
● 一部の姿しか見ることができない。目の前のテキストを見て顔をしかめ、勉強したくないと教室を飛
● び出す生徒もいれば、将来のためだと受け入れてペンを静かに走らせる生徒もいる。そんな生徒が
● 一様に、新たな一面を見せてくれるのがこの交流会である。心の奥底に留めていた悩みを言葉にし、
● 涙を流す生徒。そんな生徒の背中をさすりながら、「大丈夫だよ」と励ます生徒。話し合いをリードし、
● 懸命に一人ひとりの心の扉を開けようとする生徒。生徒たちにとっても一年に一度の貴重な機会であ
● るが、私たち日本語指導員にとっても、生徒たちの様々な表情に触れ、彼らの持つ悩みや隠された
● 思いに触れることができる大切な時間となっている。

● 日本語指導は、自治体によって実施期間に制限があるため、小学校での日本語指導が終了し、少
● しの期間を経てこの交流会に参加をするという生徒も少なくない。今年も「先生、お久しぶりです」
● と立派に成長した姿を見せてくれた生徒がいた。小学生時代は学校中を元気に走り回り、悩みの「な」
● の字も見せなかったような彼であったが、中学生になり、自分の置かれた境遇をはっきりと理解した
● ことで少しずつ悩みが生まれた、と語ってくれた。彼のように、成長過程の中で自らの置かれた境遇・
● 環境を理解し、1人思い悩むケースは少なくない。熊本県は外国にルーツを持つ児童生徒が散在し
● ているため、悩みの共有が難しいことが現状である。

● 「居場所がない」とは例年この交流会の中で生徒たちが呟く言葉の一つであるが、表面上は学校

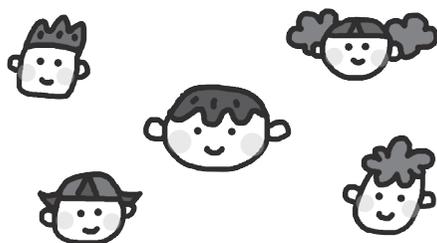
の仲間に溶け込んでいるようでも、心はそうでないと、彼は続けた。初めて彼が悩みを打ち明けてくれたことが嬉しくもあり、彼もまたやはり、他の生徒と同じように1人で苦しんでいたのかと思うと、悲しくてならなかった。

交流会の中で、彼は自分の班員を前に前述の悩みを打ち明けた。思い悩みを前に、生徒たちは水を打ったように静まり返った。私を初め、他の支援者が固唾をのんで見守る中、一人のOBが口を開いた。「大変だったね」包み込むような言葉で、彼のこれまでの労をねぎらうOB。彼が口火を切ると、周りの生徒たちも同調し、自分の経験に基づくアドバイスを話し始めた。そして、はじめに口を開いたOBがこちらを振り返り、こう言った。「なにかあれば、竹村先生とか、日本語の先生たちに相談すればいいよ。先生たちは、それだけ頼りになるんだから」

生徒たちがこれほどこの交流会に、そして支援者に対し、信頼の念を寄せてくれていることが嬉しくてならなかった。そして、私たちは彼らから寄せられている信頼を、確実に守り続けていく必要があると痛感させられた。

生徒たちの抱える悩みは数多い。十人いれば十人分の悩みがある。彼らの悩みに少しでも寄り添い、安心できる場所を提供し、「信頼を置ける存在」としての機能を果たすためにも、今後もこの交流会を継続していきたい。

また、交流会の長期継続のためには問題点をひとつずつ解決していく必要がある。支援者と生徒たちが更に強く手を取り合い、よりよい運営のために努力していく所存である。



第18回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

オルタボイスフェスタ ～「この地で堂々と生きていこう」～

NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 徹

元気なチャンゴの音色でスタート

「ヨコハマハギハッキョ・チャンゴグループ」による、韓国・朝鮮の打楽器演奏による元気な音色で毎年オルタボイスフェスタはスタートします。ハギハッキョは、韓国・朝鮮の友だちに出会い、歴史や文化について学ぶ学校です。集う小中学生たちが年間を通じて打楽器チャンゴの練習と発表活動を行っています。この日も例年通りオープニングチャンゴ（曲名「ウヌブンレ」）で“はじまり はじまり”。



今年のフェスタは2018年3月24日に開催され、第11回目となりました。歌、スピーチ、ビデオ、ダンス、音楽演奏、民族文化の実演などの他、模擬店では韓国のチヂミ、各国の民芸品などの販売も行われました。

子ども・若者たちの企画・運営

ステージや模擬店として参加した団体はハギハッキョの他、「たぶんかフリースクール横浜」「在日外国人教育生活相談センター・信愛塾」「TIE トマトマの会（学習教室）」「神奈川県立相模原青陵高校 多文化交流部」「県立座間総合高校」「県立厚木清南高校定時制 ダンス部」「県立翠嵐高校定時制 多文化共生部」「グループ希望の星」また幾人かの高校生が運営スタッフとして関わっています。「有馬高校」から参加した2人はステージの司会を担ってくださいました。また今年は団体参加の企画とは別に、実行委員会企画のスピーチリレーも行われました。

歌やダンスに込められたメッセージ

厚木清南高校定時制ダンス部は、ペルー、フィリピン、日本と様々な地域につながる多文化なメンバー構成です。「私はペルーと日本とイギリスのクォーターです。今年は2名のメンバーをくわえて新しいフリを考えました。今までの気持ちをくみながら、昔あったこと、つらかったことを・・・日本人とは違うイメージ、個性を比較されるのに立ち向かいながら今ここに立っています。今回のダンスでは迫

力があり、自分らしさが有り、自分の国とヒップホップ、セクシーダンスをくわえたものになっています。」

相模原青陵高校は「在県外国人特別募集(在県枠)」を行っている学校で外国につながる生徒が多く在籍しています。多文化交流部は、外国につながるのある生徒たちを中心に、様々な文化の違いを乗り越え、協力しながら学校生活を楽しく活動してきました。残念なことにあと2年で青陵高校はなくなってしまいます。「私たちが最後の青陵生、その思いを伝えたい」と、青陵高校10年間の思いをふりかえりながら構成したビデオと、歌を披露してくれました。

座間総合高校も「在県枠」のある学校です。「True colors」という歌に自分たちの思いをのせて会場の皆さんにお届けします。日本に来てつらかったこと、悲しかったこともたくさんあったけれど、座間総合で出会った仲間と支えあいながら、自分らしく生きたい、自分らしく輝いていたい、と思ってがんばっています」

「たぶんかフリースクールよこはま」は本国で中学校を卒業後来日した子どもたちの高校入試のサポートをしています。入試を終え、合格が決まった直後という時期でしたが、全員で歌とダンスを披露してくれました。「フリースクールの仲間は、みんな高校に合格することができました。うれしかったです。でもそれ以上にうれしかったのは、フリースクールでたくさん友だちが出来たことです」また日本にきて間もない中で高校入試と取り組んだ自身の思いを、スピーチの形で私たちに発信してくれました。



この地で堂々と生きていこう～「スピーチリレー」

「成長すればわかる」というタイトルでスピーチしてくれた有馬高校のR・Vさんは、フィリピン人です。「5年前私が隣の国から見た日本は、とてもお金持ちの国でした。日本での生活は、自分のほしいものは買えるし、おいしいものも食べられる、と思いました。しかし時間がたつにつれ、何かがない、何かが足りないと思うようになりました。自分の国、家族や毎日遊んでくれる友だちがいない。フィリピンに帰りたい。涙が出ることもある。毎晩フィリピンにいる家族や友だちが幸せであるように毎晩祈ります」

「世界のとびらをひらく」というタイトルでスピーチしてくれた座間総合高校のS・Aさん。中学2年のとき、母の祖国であるペルーに行きました。ペルーでは、学校に行くはずの子どもたちが路上で物売りをしていたり、ホームレスをしていたり、治安が悪いためお店や家の入り口に鉄格子があったりすることにショックをうけたこと。高校になって、交流会に参加することで様々な国から日本にきている人たちと友だちになったこと。朝鮮高校を訪問したこと。平和を求める高校生をジュネーブの国連に届けるための署名活動を行い高校生平和大使に託したこと。地域の国際交流のボランティ

ア活動をしたりしたこと。また高校の課題研究で、中学の時に問題意識を持ったペルーの貧困と子どもたちの教育の問題をテーマにして研究したことなど、自分の柔らかな思いと学習の経緯を報告してくださいました。「教育は生きるチャンスです。私は高校卒業後、大学に進学し、国際関係を学びます。そして発展途上の国へ行き実際どのような問題がおきているのかを自分の目でたしかめ、より多くの子どもたちが学校に行けるような方法を考えていきたいと思います。いつか世界の貧しい人の役に立つ人間になりたい、それが私の夢です。世界の扉を開いてくれたのは座間総合高校です。

「日本に住む外国につながる子どもたち～差別問題について～」というタイトルで金沢総合高校のI・Aさんは、自らを日系ペルー人として自己紹介し、高校で行った学習の成果を発表してくださいました。日本でくらす外国につながる子どもたちの問題について行った研究で、実施したアンケート調査を踏まえて、子どもたちが受けた学校や街中での差別の体験や、ヘイトスピーチのことについて報告してくださいました。「差別の一番の原因はお互いのコミュニケーション不足です。そのやりとりが足りないから、固定観念やニュースに影響されて、外国人に対する勝手なイメージをつくり、それが子どもに伝わるので差別は無くならないのだと思います。差別を無くすにはお互いを理解出来る環境を作ること。外国人と日本人に共通点があることを忘れなければ、お互いにより人間関係が作れるのではないのでしょうか」

「朝鮮学校を知っていますか?」というテーマでスピーチしてくれた神奈川朝鮮中高級学校のC・Sさん。自分の親族がどうして日本にきたか。自分が朝鮮学校で学んできたこと。朝鮮学校で朝鮮の歴史や、現在の朝鮮半島の情勢を学ぶことで、日本で在日コリアンであることに誇りを持って生きて行かれるようになったこと。日本の朝鮮学校への風当たりが強いこと。また自ら日本社会から受けた差別体験。また、現在、神奈川県では私立学校に与えられるはずの補助金が朝鮮学校への補助金が出ていません。ぼくたちはその補助金をうけられる条件を満たしていますが、出ていません。この補助金の支給を求める、18,000筆の県民の署名を、私立学校を担当する県の部署に提出したこと。「自分のルーツは朝鮮半島ですが、生まれは日本です。日本が好きです。生まれ故郷である日本で受ける差別はつらく、悔しく、寂しいです。ここにいるみなさんは同じような気持ちをもっていると思います」「この日本の地で、だれもが堂々と、精一杯いきられるような社会を作っていきましょう。そして差別があったとしても、自分自身を否定せずに、堂々と生きていきましょう」



● 卒業生の会のリレートーク

また「オルタボイス卒業生の会」から3人の先輩達が、後輩たちに向けてメッセージを伝えました。卒業生の会は、いままで「オルタボイス交流会」「オルタボイスキャンプ」「オルタボイスフェスタ」のなかで育ってきた若者たちの会です。

高校卒業後たどった進路選択の悩み。小中学校時代日本語がわからない状態をどうやって乗り越えたか。大学を卒業して2年たつが、

2回転職した経験。自分になにが向いているか悩み続けていること。自分らしさを失わずに生きてほしいこと。

● 地に足のついたレベルの高いメッセージ

今年の特徴は上記4人のスピーチリレーに象徴されるように、レベルの高いものとなったことです。それぞれ異なった文化的背景を持ちながら、日本社会でのさまざまな経験、さまざまな感じ方のメッセージが、お互いに共振しながら大きな一つのメッセージとして日本社会に発信され、会場にいる者たちに感動と勇気を引き起こしました。

「オルタボイス」という和製英語は、外国につながる子どもたちとその友人たちの声を発信する、という意味が込められています。メッセージは深みを増してきていることを感じながら、今年のフェスタを終了しました。



Event Information

子どもの人権連 第34回 総会・学習会

◆日時 2019年9月6日(金) 15:00~17:00 (予定)

◆会場 日本教育会館 7階 中会議室
(東京都千代田区一ツ橋2-6-2/神保町駅A1出口より約200m)

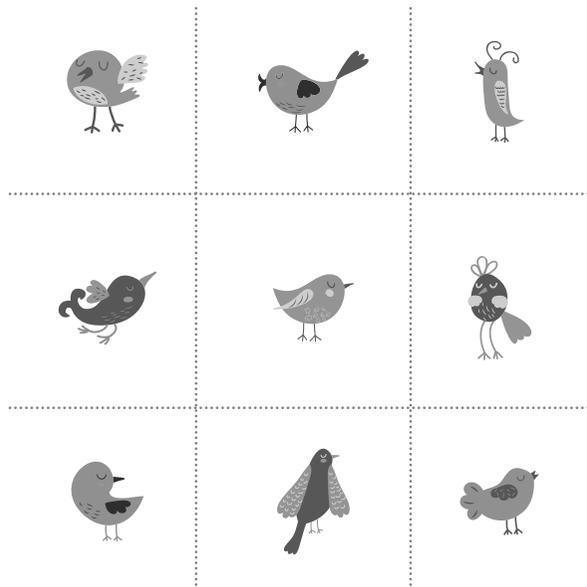
◆参加費 無料 事前申し込み不要

●総会

●学習会 ※総会終了後開始

◆「子どもの権利と学校(仮)」

子どもの権利条約採択30年、日本批准25年の年に子どもの権利の学校での現状と条約を学校でどうかしていくのかを考えます。



子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2019/2/4 【朝日新聞】

小児がん、国が実態調査へ 経済的負担／治療と教育の両立

小児がん患者の治療や生活の現状を把握するため、厚生労働省は実態調査にのりだす。国としての調査は初。病名を知らされていない患者もいるため、家族らに治療の影響や経済的負担を聞く。国のがん対策に反映し、より良い支援策をはかるといふ。厚労省によると、年間約2千～2500人が小児がんと診断される。白血病、脳腫瘍（しゅよう）、悪性リンパ腫などが多い。発見が難しいとされるが、治療の効果は高く、治る割合は高くなっている。だが抗がん剤や放射線治療により、脳の認知機能の低下や不妊など後から出る晩期合併症も多い。対象は、2014年と16年に小児がん拠点病院などでがんと診断された18歳以下の計4千人ほど。5月以降に病院などに調査票を送り、記入してもらう。結果は年度内にまとめる予定。がんの種類や治療法のほか、費用が原因で治療を変更・断念したことがあるか、不妊などのリスクについて治療の前に十分な説明があったか、本人の就学状況、治療と教育の両立への配慮の有無、家族の働き方に変化があったかも尋ねる。結果は、17年度からの国の指針「第3期がん対策推進基本計画」の評価に活用する。今後は患者本人への質問や、就学・就職などについて経験者への調査も検討するという。小児がんへの対応は、12年度からの「第2期がん対策推進基本計画」に盛り込まれ、全国15カ所に拠点病院が整備された。ただ、患者数が少ないこともあり、対策の遅れが指摘される。学齢期に長期の治療を受けると勉強が遅れたり、友達と溝ができていたりして、復学がうまくいかないことがある。治療を受けながら院内学級や特別支援学校で学ぶ体制が整いつつあるが十分ではない。また、容姿の変化や体力低下、後遺症、晩期合併症があるため、進学や就労、結婚、出産など人生の節目で壁

にぶつかることもある。成人後も含めて長い間、検査や診察を受ける必要がある。治療内容を本人が把握し、小児医療から成人の医療へ移行していく難しさもある。国立成育医療研究センターの松本公一・小児がんセンター長は「厳しい治療を乗り越えて退院したのに『つらいことばかり』とならないように社会の支援がさらに必要」と話す。

■ 2019/2/7 【朝日新聞】

児童虐待の通告、昨年8万人超す DV被害も過去最多

虐待を受けた疑いがあるとして、全国の警察が児童相談所（児相）に通告した18歳未満の子どもは昨年1年間で8万104人だった。前年より2.4%増え、過去最多を更新した。統計がある2004年から14年連続で増え、摘発も最多の1355件。配偶者などパートナーに対する暴力（DV）被害も15年続けて増え、01年の配偶者暴力防止法施行以降で最多を更新した。警察庁は虐待の通告が増えた理由を「児童虐待への国民の意識が高まり、相談や情報が数多く寄せられ、警察への通報も増えた」としている。虐待の内容をみると、最も多かったのが言葉による脅しや無視など子どもの心を傷つける「心理的虐待」で、全体の約7割を占める5万7326人（前年比1万887人増）。「身体的虐待」は1万4821人（2478人増）で、「育児放棄（ネグレクト）」は7699人（1301人増）、「性的虐待」は258人（7人増）だった。心理的虐待は、例えば大声を出して子どもを恐怖に陥れたり、「お前なんか生まれてこなければよかった」「死んでしまえ」など言葉の暴力を繰り返したりする行為が挙げられる。子どもの前で配偶者らを殴ったり怒鳴りつけたりする「面前DV」が心理的虐待の多くを占めるが、身体的な虐待に比べて立証が難しい。昨年1年間に児童虐待を事件として摘発した件数は、身体的虐待が1075件

(171件増)、性的虐待223件(54件増)、心理的虐待34件(10件減)、育児放棄23件(2件増)だった。また、全国の警察が昨年1年間に把握したDV被害は7万7482件。被害者の約8割は女性だが、男性の割合が年々増え、13年に比べると約5倍の1万5964件。被害者の年代別では30代が最多の2万1854件。次いで、40代が1万8687件、20代が1万8145件だった。摘発は前年より677件多い9019件で、5年間で約3割増えた。

■ 2019/2/8 【朝日新聞】

虐待事案の緊急安全点検、 1カ月以内に 対象は数万件か

千葉県野田市の小学4年、栗原心愛(みあ)さん(10)が自宅で死亡し、両親が傷害容疑で逮捕された事件を受け、政府は8日の関係閣僚会議で、全国の児童相談所(児相)や小中学校などが虐待の可能性を認識している全ての子どもについて、1カ月以内に緊急の安全確認を行わせると決めた。虐待情報の扱いに関する新ルールも決定。根本匠厚生労働相は同日の衆院予算委員会で、児童福祉司の国家資格化を検討する考えを示した。政府は昨年7月、東京都目黒区の女兒(当時5)が虐待を受けて死亡したとされる事件を受け、緊急総合対策をまとめた。虐待通告を受けてから原則48時間以内に安全確認ができない場合は立ち入り調査を行うことなどが盛り込まれているが、現場では必ずしも徹底されていない。8日の関係閣僚会議では、この対策に基づく取り組みの徹底、強化を改めて確認した。児相や学校による緊急安全確認では、保護者が家庭訪問や子どもとの面会を拒む場合などを「リスクが高い」と判断し、ちゅうちょなく一時保護や立ち入り調査を行うとした。厚労省によると、児相が2017年度に対応した虐待相談は約13万4千件(速報値)。また、虐待などがあって新たに児相が在宅生活を見守ることを決める事例は年3万件。児相が今回、安全確認するのは数万件にのぼるとみられる。心愛さんの事件では、心愛さんが父親からの暴力を訴えた小学校のアンケー

トのコピーを父親に渡した市教育委員会の対応などが問題視されている。このため閣僚会議では、虐待情報の取り扱いに関する新ルールも決めた。具体的には、保護者に通告元は明かさず、関係資料は見せない保護者による威圧的な要求や暴力には児相や学校、警察など関係機関が共同で対処する関係機関が学校欠席などの情報を速やかに共有して対応する、としている。このほか、19~22年度に児相の児童福祉司を2020人増やすとした計画の実施を前倒しし、1070人を19年度中に増やすことにした。

■ 2019/2/9 【朝日新聞】

「就活で困難」4割超 性的少数者、 NPO調査

就職活動を経験したLGBTなど性的少数者の4割以上が、選考時に面接官などからハラスメントを受けたり、困難を感じたりしていたことが、NPO法人「ReBit」の調査でわかった。さらに、96%が就活時に困った際も大学のキャリアセンターなどの支援機関に相談していなかった。調査は昨年7~9月、性的少数者への理解を広げる教育活動をしている「ReBit」がインターネット上で実施。就活時に性的少数者と自認していて、2008~18年の間に新卒就活を経験するなどした241人からの回答を分析した。この結果、LGBTなどの42.5%、トランスジェンダーの87.4%が選考時に困難さを感じていた。選択肢を示して具体的に聞くと「人事や面接官から、性的マイノリティーでないことを前提とした質問・発言」などの回答が多かった。トランスジェンダーについては「履歴書に性別記載が必須」などが困った点として挙げられた。また、応募した企業に全くカミングアウトしていないと答えたのは78%。理由として、「差別やハラスメントを受けるかも」が71%と最も多く、「採用結果へ悪影響があるかも」が69%となった。ReBitの薬師実芳(みか)代表理事は「人事担当者や面接官の理解促進、就活生の一定数がLGBTであることを前提として、決めつけた発言などをしないことが望まれる」と話す。

■ 2019/2/14 【朝日新聞】

冬に廊下で寝た女性「親権停止のお陰で…」 児相に迷いも

親による児童虐待が後を絶たない。深刻なケースに対しては、親権を最長2年間停止させたり、親の同意がなくても施設に入れたりする「介入」の仕組みがあるが、十分に活用されているとはいえない。安倍晋三首相は今月、国会で親権停止などの適切な運用に言及したが、自治体が二の足を踏む背景とは。子ども時代に実親から虐待を受けていた20代の女性はこう振り返る。申し立てが家庭裁判所に認められ、女性の実の親は2年間、親権を止められた。女性は子どものころ、風呂に入れてもらえなかったり、冬に廊下にふとんを使わず寝るように強いられたりした。トイレに数日間、閉じ込められた時は、命の危険すら感じた。異変に気づいた学校の先生が児童相談所に通告。一時的に、親元を離れて児童養護施設で暮らすことになった。高校卒業の時には、「教員になりたい」という希望も持てるようになった。「人生の基盤づくりに関われる。しんどい子どもたちの支えになりたい」。大学に進んで一人暮らしを始めたかった。ところが、離れて暮らしていた実の親は反対。女性が望んでいないのに、高校卒業後に就職するよう迫った。担当していた児童相談所は「大学の入学や、(家の)賃貸契約の取り消しをするおそれがある」として、2年間の親権停止を家庭裁判所に申し立てて認められた。親権停止に関わった児相の幹部は語る。「仮に実親と関係が崩れても、将来に向けた生活の土台を作ることができる」児童虐待に関する児相の対応件数は増え続けており、2017年度に13万件を超えた。虐待による子どもの死亡事件も相次ぐ。ただ、介入に対する姿勢は児相によって異なる。親権の停止は、家族を一時的に引き離す強い介入だけに、17年度は全国でも年間30件にとどまる。15～17年度の3年間で、児相がある都道府県や政令指定市、中核市の計69自治体の親権の停止の申し立ては約半数の自治体がゼロ。最も多い東京都と大阪市でも16件だった。一方で、親の意に反する里親への委託や施設入所は、親権停止よりは多いが、同じ時期の自治体の申立件数

は計849件だった。自治体別では、大阪府(89件)や東京都(86件)など子どもの多い大都市が目立った。だが、3年連続ゼロも4自治体あり、1件も1自治体あった。千葉県野田市の小学4年、栗原心愛(みあ)さん(10)が自宅で死亡した事件では、県柏児童相談所が昨年2月末に心愛さんの帰宅を了承した後、虐待のリスクが高い家庭と認識しながら、学校を中心に様子を見ることにし、一度も家庭訪問をしなかった。心愛さんが今年に入って長期欠席していることを知った1月21日以降も、家庭訪問などによる安否の確認をしておらず、介入までには至らなかった。子どもの制度に詳しい山縣文治・関西大教授(子ども家庭福祉論)は「介入するかはそれぞれのケースに応じた判断が必要だが、例えば親の同意を得ない施設入所で数年も申し立てゼロが続くということは、児相が必要な時に権限を行使できていないおそれがある」と指摘する。親の同意がいない施設への入所の申し立てがなかった自治体の担当者は、「強制的な入所に当初は拒否的であっても、同意が取れるよう粘り強く話している」と話す。しかし、東京都目黒区の船戸結愛(ゆあ)ちゃん(当時5)が昨年3月、虐待を受けて死亡したとされる事件では、強制的な入所の申し立てが行われなかったことに対し、厚生労働省の専門委員会が「発生原因や受傷時期が特定できないことなどを理由に申し立てしなかった」と問題視した。児相の担当者は当時の記者会見で「経験が少なく、踏み切れなかった」という趣旨の説明をしていた。山縣教授によると、親の同意を得ない施設入所について、認めるかどうかを決める家庭裁判所側の意向を事前に探ったところ、厳しいとの見通しを示され、申し立てを断念した事例もあるという。

■ 2019/2/19 【朝日新聞】

子への体罰禁止「法制化を」46% 朝日新聞社世論調査

「しつけ」に名を借りた児童虐待が相次いでいることを受け、朝日新聞社は16、17両日の世論調査で、親による体罰を法律で禁じ

ることの是非を聞いた。「禁止する方がよい」は46%で、「しない方がよい」の32%を上回った。親の子どもへの体罰禁止を明記した法律はない。相次ぐ事件を受け、国会では家庭内の体罰禁止を法制化すべきだという意見が出ている。体罰禁止の法制化の是非を男女別にみると、「禁止しない方がよい」は男性が40%と比較的高く、女性は24%だった。年代別では、子育ての当事者に近い世代で、法制化に慎重な傾向がうかがえた。40代以下は「禁止しない方がよい」が4割と高めで、中でも男性の30代と40代は半数以上が「禁止しない方がよい」と答えた。一方、70歳以上は「禁止する方がよい」が52%だった。千葉県野田市で小4女兒が自宅で死亡した事件での児童相談所や教育委員会の対応には「大いに」と「ある程度」合わせて95%が「問題があった」と答えた。「大いに問題」は男性の62%と比べ、女性の72%の方が高かった。

■ 2019/2/19 【朝日新聞】

離婚の子、引き渡しルール化 養育費も取り立てしやすく

政府は19日、離婚した夫婦間で子どもを引き渡すルールを明確化した民事執行法などの改正案を閣議決定した。養育費や賠償金の取り立てをしやすくする仕組みも規定。裁判所の命令に従わないケースを防ぎ、実効性を高めるのが狙い。現行法には、親権を失った親から、親権を認められた親に子どもを引き渡す方法の規定がない。このため、親権者から申し立てがあれば、裁判所の執行官は民事執行法の動産の規定に基づいて強制的な連れ出しを行っており、執行の際は同居する親権を失った親が立ち会うことが原則となっていた。改正案は、引き渡しに親権者が立ち会えば、子どもと同居している親が不在でも子どもを連れ出せるようにした。国境を越えて連れ去られた子どもの取り扱いを定めた「ハーグ条約」の国内実施法にも、同様の規定を設けた。子どもの養育費や賠償金の支払い義務を負いながら支払われないケースにも対応する。確定判決などに基づいて裁判所に申し立てれば、

相手方の預貯金口座の残高や不動産などの情報を指定した金融機関や公的機関から入手できる仕組みを導入する。また裁判所の不動産競売に暴力団組員やフロント企業が参加できないよう、裁判所が警察に照会し、売却を拒否できる制度も設ける。

■ 2019/2/19 【朝日新聞】

スマホ持ち込み禁止、小中見直し 「災害時を考慮」来年度にも新指針 文科相が方針

柴山昌彦文部科学相は19日の会見で、携帯電話やスマートフォンについて「小中学校は持ち込みを原則禁止」「高校は校内での使用を禁止」という指針を見直す方針を明らかにした。大阪府が18日に公表した、災害時の対応などを考慮して持ち込みを認める案についての考えを聞かれ、答えた。文科省は教職員や保護者の意見を聴き、来年度中にも新たな指針をつくる。文科省は2009年に指針を出していた。柴山氏は「大阪府の動向を注視しつつ、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化を踏まえて、見直しの検討を進めたい」と述べた。見直されたとしても、持ち込みを認めるかどうかは、各教育委員会や学校が判断することになる。同省の08年調査によると、公立小中学校の9割以上が持ち込みを「原則禁止」としていた。高校で持ち込みを禁じていたのは約2割だったが、大半が校内や授業中の使用を禁止していた。一方、子どもによる携帯電話やスマホの保有率が上がり、災害時の対応などへの懸念も出ていたため、従来の指針が「時代に合わなくなっていた」（文科省幹部）との声があった。大阪府では昨年6月の大阪北部地震で、保護者から「子どもと連絡が取れずに困った」といった声が出た。府の新ガイドライン案では校内への持ち込みを認め、緊急時にだけ使用を認める内容となっている。

■ 2019/2/20 【朝日新聞】

親の「懲戒権」削除検討 民法、 見直しの動き

児童虐待を防ぐため、超党派の議員連盟（会長・塩崎恭久元厚生労働相）などが19日、親権者が子どもを戒めることを認める民法の「懲戒権」の規定を削除するよう山下貴司法相に申し入れた。山下氏は申し入れに先立つ同日の記者会見で、「この規定のあり方について必要な検討を行う。具体的な検討方法やスケジュールについて民事局に検討させている」と明かした公明党の石田祝稔政調会長も同日、菅義偉官房長官と首相官邸で会談し、懲戒権規定の見直しなどを求めた。また、根本匠厚労相はこの日の記者会見で、今国会に提出を予定している児童虐待防止法改正案に体罰禁止の規定を盛り込むことを検討する考えを表明。「懲戒権との関係整理も含めて、法務省と協議しながら検討したい」と述べ懲戒権をめぐるっては、2011年の民法改正時に「しつけを口実にした虐待を認める」として削除を求める意見があった。だが、「しつけも出来なくなると誤解される恐れがある」といった懸念の声もあり、削除は見送られた。その代わりに、法務省は権利行使について「必要な範囲内」とあいまいな表現だった規定について、「子の利益のために監護および教育に必要な範囲内」と改正した。

■ 2019/3/6 【朝日新聞】

体罰禁止、罰則設けず 児童虐待防止へ改正法案

親権者や児童福祉施設の施設長らが「しつけ」として虐待することを防ぐため、厚生労働省は体罰の禁止を児童福祉法や児童虐待防止法などの改正案に明記する。民法が規定する親権者の子どもへの「懲戒権」のあり方については、改正法施行後5年をめどに検討する。今月中旬に改正案を国会に提出し、来年4月の施行を目指す。5日の自民、公明両党の会合で概要を示した。民法の「子の利益のための監護及び教育に必要な範囲内で子を懲戒することができる」という規定との関係で、厚労省は懲戒権に体罰は含まれないと判断。児

童虐待防止法などに体罰禁止を明記することで、「懲戒権に基づき体罰が認められる」と解釈される余地をなくすことにした。与野党に「懲戒権がしつけを口実にした虐待につながりかねない」との意見があることを受けたもの。ただ、罰則は設けない。このほか児童相談所（児相）の体制強化に向け、全ての児相に常勤か非常勤の弁護士を配置することも検討したが、今回の法改正では見送る。「事例ごとに適任な弁護士と連携した方がいい」「弁護士を確保するのが難しい」といった現場の声を踏まえた。法案では、常時弁護士が必要な指導・助言を行うと定める。また、学校や教育委員会などが職務上知り得た児童の秘密を漏らすことを禁止。児童福祉司の国家資格化は改正法施行後3年をめどに検討する。

■ 2019/3/18 【朝日新聞】

保育園落選、今春も4人に1人 72自治体で6.5万人超 朝日新聞社調査

今年4月の入園に向け、全国72自治体で認可保育施設に申し込んだ人のうち、4人に1人が1次選考に落選したことが、朝日新聞の調査でわかった。前年からほとんど改善しておらず、落選者は合計で6万5千人超。10月からの幼児教育・保育の無償化を目指す政府は、全国で待機児童の解消を進めた上で実施するとしてきたが、開始を半年後に控えてなお、一部自治体で入園が「狭き門」であることが浮き彫りになった。認可保育施設への入園は、保護者からの申し込みを受けて自治体が審査。4月入園分は、1～2月ごろに行われる1次選考で大半が決まる。朝日新聞は政令指定市と東京23区、昨年4月時点で待機児童が100人以上いた自治体の計75市区町に0～5歳児の1次選考結果を尋ね、名古屋市、兵庫県明石市、広島市を除く72市区町から回答を得た。72自治体で計24万2377人が申し込み、26・9%にあたる6万5156人が落ちていた。前年は27・2%。申込者に占める落選者の割合を「落選率」として計算すると、最も高かったのは東京都港区（52・2%）。一方で地方も目立

ち、2位が福岡県筑紫野市（45・3%）、3位が沖縄県南風原（はえばる）町（44・5%）だった。各自治体は保育施設を増やしているが、希望者の増加に追いついていない。前年と比較可能な69自治体のうち、申し込みが増えたのは46自治体。複数回答で要因を尋ねたところ、最多は「共働き世帯の増加」（35自治体）で、「無償化を見越したニーズ増」を挙げた自治体も10市あった。那覇市の担当者は「すでに幼稚園に通っていても、より時間の長い保育園を利用して働きたい親からの申し込みがある」と話す。3～5歳児の落選率は28・4%（前年27・2%）と、0～2歳児の26・6%（同27・1%）を上回った。保育園を考える親の会の普光院亜紀代表は、「無償化と並行して待機児童ゼロも達成するという計画が、すでに破綻（はたん）していることは明らかだ」と指摘する。

■ 2019/3/19 【朝日新聞】

親の体罰禁止法制化へ 虐待防止の強化、閣議決定

政府は19日午前の閣議で、児童虐待防止の強化に向けて児童福祉法等改正案を決定した。親権者らが「しつけ」として子どもに体罰を加えることの禁止などが柱。施行日は一部を除き来年4月1日とし、今国会での成立を目指す。野党も児童相談所（児相）の体制強化策などを盛り込んだ対案を国会に近く提出する予定。与党は「対立法案でもない。野党とよく協議をさせていただき、早期成立を目指したい」（森山裕・自民党国会対策委員長）としている。政府の法案では、民法が規定する親権者の子どもへの「懲戒権」のあり方について、改正法施行後2年をめぐりに検討すると明記。児相がちゅうちょなく子どもを一時保護できるように、一時保護などの「介入的対応」と「保護者支援」の担当職員を分けるとした。政府は閣議前の関係閣僚会議で、子どもからの相談に応じる体制の強化、警察OBらの学校や教育委員会への配置支援などを含む虐待防止対策も決定した。安倍晋三首相は「あらゆる手段を講じて虐待を受けた子どもたちを守っていくという強い決意をもって臨んでほ

しい」と指示。児相や小中学校などが把握している虐待の可能性がある子どもについての緊急安全確認で一時保護したケースがあったと明かした。

■ 2019/3/29 【朝日新聞】

長期欠席、2656人虐待の恐れ 2月1～14日、 幼保～高校生全国面会調査

政府は28日、学校を長期欠席している子どもが虐待を受けていないか、緊急調査をした結果を公表した。教員らが面会をしたうえで、「虐待の恐れがある」と判断し、児童相談所（児相）や警察と情報共有をした子どもが2656人、面会ができず、「虐待の可能性が否定できない」として情報を共有した子どもが9889人に上った。今後は児相などがリスクを判断して、必要な場合は一時保護や施設入所につなげるという。緊急調査は、千葉県野田市の小学4年、栗原心愛（みあ）さん（10）が今年1月に死亡した事件を受けた対応の一環として行われた。28日に開かれた、厚生労働省や文部科学省などによる共同プロジェクトチームで大口善徳厚労副大臣は「関係機関が連携し、最後のひとりまでしっかりと安全確認を行っていただきたい」と述べた。調査では2月1～14日に一度も登校していない18万7462人の安全確認を行った。面会ができた16万7156人のうち、過去に児相によって一時保護されていたなどの理由で「虐待の恐れがある」と判断されたのは2656人だった。内訳は小学校が797人と最も多く、中学校722人、保育所683人と続いた。面会ができなかった2万306人のうち、受験や不登校、海外渡航中など「合理的な理由」が認められたのは1万417人で、これを除く9889人について情報共有した。内訳は中学校が5145人、小学校1974人、保育所1012人、高校952人などだった。野田市の事件では、心愛さんが暴力を学校のアンケートで訴えながら、市教育委員会が父親から脅され、コピーを渡したことが問題になっている。調査で「虐待の疑いがある児童らの保護者から、

2018年度中に不当な要求を受けたか」と聞いたところ、計44件の報告があったという。

■ 2019/3/30 【朝日新聞】

8月31日まで夏休み、 小中の5割切る 文科省調査

文部科学省は29日、公立小中学校の夏季休業期間について調べたところ、半数以上で8月31日より前に終わっていたと発表した。学習指導要領の改訂などに伴って、授業時数が増えていることが要因という。小学校は来年から教える内容がさらに増える予定で、同省は教育委員会などに、適切な授業計画を立てることを求める通知を出した。文科省は授業時数の計画などについて、約2年に1回、全国の公立小中学校を対象に調べている。2018年度は小学校など1万9671校、中学校など9532校に調査し、夏季休業期間の計画についても初めて、小5と中1について聞いた。寒冷地をのぞき、かつては夏休みが40日以上ある学校が大半だったという。しかし、今回の調査では、平均期間が小5は37・3日、中1は36・9日で、30日以下だった学校も、小中ともに1割以上あった。8月31日より前に終わっていたのは小5で54・0%、中1で58・1%だった。年間の授業日数が206日以上あった学校は小学校で27・8%（15年度比10・9ポイント増）、中学校で24・8%（同7・0ポイント増）だった。20年度からは小学校高学年で英語が正式な教科となり、現在は高学年で行っている「外国語活動」が中学年に移る。既に移行措置として一部の授業が始まっており、今回の調査ではこれに対応するため、長期休業を短縮して授業時間を確保したという回答が1割近くあった。

■ 2019/4/4 【朝日新聞】

立ち入り調査拒む認可外保育 「シングルマザーのため…」

東京都の三つの認可外保育施設に問題があるとして、都が施設名の公表に踏み切った。厚生労働省のまとめでは、公表されたのは

2012～16年度に1件だけ。厳しい措置が相次いだ背景は、都は2月中旬、町田市の合同会社「フレスメルコーポレーション」が運営する「24時間託児所VABOO」（11年7月開設）と大田区の「プレイキャスル京急糀谷」（15年5月開設）に改善勧告したと公表した。都によると、職員の1人勤務が常態化していることなどについて繰り返し指導したが、立ち入り調査を拒否するなどして改善せず、昨年末には2施設の廃止を届け出たが、同じ場所で別の施設として運営を続けていたという。運営会社の代表は3月上旬、朝日新聞の取材に、「保育士が足りなくて私や妻が補助に入ることはあるが、タイムカードを切っていないため、認められなかった」「（基準を）守れない時間帯はある。都が望むような条件を満たすのは無理。認可保育園のまねごとをするつもりはない。シングルマザーで子どもを家に置いて働く人もいるので、そういう人が使えればと思って、安くやっている」と話した。都は今後、事業停止などを命じる可能性もあるという。また3月12日には、葛飾区の「にじいろ保育園」（13年7月開設）で、施設長が子どものおしりや顔をたたく、食事を無理やり食べさせるなどの不適切な保育があったとして、改善勧告を公表した。その後、施設は閉鎖されたという。厚労省によると認可外の保育施設は全国に約6500あり、利用者数は約16万人（16年度）。ここ数年は認可になるなどして減っているが、働き方にかかわらず利用でき、夜間など認可保育所があまり空いていない時間帯の預け先にもなっている。ただ安全面で問題のある施設もあり、国に報告された保育施設での死亡事故195件（04～17年）のうち131件は認可外で起きた。東京都の事故検証委員会でも、指導の強化の必要性が指摘されていた。厚労省の認可外の指導監督基準では、自治体が原則として年1回以上、立ち入り調査するよう求める。繰り返し指導をしても改善しない場合は児童福祉法に基づき改善勧告、それでも改善しない場合に施設名を公表すること、とある。また、問題のある施設は事業停止や閉鎖を命じることもできる。だが人手不足などを理由に全施設を調査できていない自治体

もあり、実施率は対象施設の7割ほど。うち半数近くが基準に達していなかった。特に都内は対象が千を超え、実施率は1～2割だった。補うために都が設けたのが、巡回指導チーム。17年度から全施設に年1回、訪問を始めた。「機動的に動けるため、どの施設に問題があるかの情報が入るようになり、今回の施設名公表につながった」と都の担当者。厚労省によると、同様の巡回指導への補助事業を17年度に始め、初年度は21自治体で導入。今年度はさらに増えているという。保育施設の安全の問題に詳しい寺町東子弁護士は「都が積極的に動いていることは評価したい」としつつ、「夜に働かないと生活できないシングルマザーなど、生活状況が厳しい人たちが、質に問題がある施設でも利用せざるをえない実態もある。こうした状況そのものを、公的にフォローすることも必要では」と指摘する。10月からの幼児教育の無償化では、認可外は国の基準を満たした施設のみが対象だが、5年間は経過措置として猶予期間が設けられる方向だ。寺町弁護士は「悪質な業者でも対象になることは問題。無償化を機に基準を満たさない施設を底上げできるように、経過措置は見直すべきだ」と話した。

■ 2019/4/14 【朝日新聞】

児童相談所の専門性を高める 新しい国家資格は必要？

虐待による死亡事件が後を絶ちません。児童相談所で働く児童福祉司の数が不足し、その質も問われています。児相の専門性を向上させるために、子どもと家庭福祉に特化した新しい国家資格「子ども家庭福祉士」（仮称）を創設するべきだとの意見が専門家から出ています。どんな専門性が必要で、なぜ国家資格が必要なのか。みなさんと考えます。父親から虐待を受けていた千葉県野田市の栗原心愛（みあ）さん（10）が亡くなってから約2カ月がたちます。こうした虐待死事件が起きるたびに児童相談所の専門性が問題にされます。今回も、千葉県柏児相が強圧的な父親の要求に屈して心愛さんの一時保護を解除して自宅に帰し、その後は家庭訪問もしていなかつ

たことが明らかになっています。その対応は、問題があったと言わざるを得ません。ただ、千葉県では虐待の対応にあたる児相の児童福祉司は全員が福祉職など専門職として採用されています。全国では約24%が一般行政職からです。また、柏児相にいる児童福祉司43人のうち半数以上の22人が、国家資格である社会福祉士資格をもっています。社会福祉士資格をもつ児童福祉司の割合は全国では約4割なので、柏児相の態勢は比較的整っていたと言えます。児童福祉司1人当たりの担当ケースも平均約4.4件で、20件前後の欧米の2倍以上ではありますが、他の児相と比べて特段多いわけではありません。ですが、心愛さんを守ることはできませんでした。こうした状況に、専門家からはいまの児童福祉司の養成システムを抜本的に変える必要があるとの声が上がっています。鈴木秀洋・日本大危機管理学部准教授（行政法、児童福祉行政）もそのひとりです。東京都文京区子ども家庭支援センター所長の経験もある鈴木さんは「野田市の事件を見ると、自分の仕事が子どもを守る仕事だという意識がどれだけあったのかと疑問に思う。子どもの心の声を拾おうともせずに親元に帰すなど、プロ意識に欠ける」と指摘します。「悲劇を繰り返さないためには、発達やDV理解など子どもに向き合う専門的知見を有する職員配置は不可欠だ。過渡期の手当ては必要だが、国家資格化の道が求められる」と主張しています。そもそも児相の虐待対応とは、どのようなものなのでしょうか。虐待通告があれば、48時間以内に児童福祉司らが子どもに会って安全を確認し、危険だと判断した場合は、親の意に反しても子どもを保護します。原則として一時保護は2カ月までで、その間に、子どもや親との面会を重ね、子どもの心身の状況、生活環境、家族内の人間関係、親の成育歴などさまざまなことを調べ、親によっては指導や支援をしながら、子どもの生活環境を整えます。その上で、親元に帰せるのか、施設などに入所させて親子を分離するかを決めます。親が施設などへの入所に反対した場合には、家庭裁判所に申し立てます。また、保護までは必要ないケースや一時保護を解除したケースについ

でも、地域や学校などと連携して家庭訪問をするなど、子どもが心身ともに安全に安心して生活できているかを確認しなければなりません。児相は、子どもを守るためには親と対立しても一時保護をする一方で、親の抱える問題を理解し、支援もしなくてはなりません。その相反する機能を果たすには、高度な専門性が必要なのです。しかし、児童福祉司の任用要件は必ずしも高い専門性を求める内容にはなっていません。児童福祉法によって①知事の指定する養成学校を卒業または指定講習を修了②大学で心理学か教育学もしくは社会学を専攻し、保健所や児相などの指定施設で1年以上の相談援助業務に従事③医師④社会福祉士⑤大学で社会福祉関連の3科目以上を履修するなどすればなれる社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事し、指定講習会を修了⑥前各号と同等以上の能力を有すると認められる者などとなっています。全国に約3200人いる児童福祉司の内訳は①8%②32%③0%④41%⑤8%⑥11%です。現行の任用要件は不十分として、児童福祉司のあり方を抜本的に見直し、子どもと家庭福祉についての専門職を児童福祉司に任用するべきだという意見が、専門家たちから出ています。これに対して、日本社会福祉士会や日本医療社会福祉協会など関連5団体は新たな国家資格創設に反対を表明しています。日本社会福祉士会の西島善久会長は「児童福祉司(の任用要件)について、いまある国家資格の社会福祉士が精神保健福祉士を必須にすれば対応できる。その方が効果的・効率的で、即効性がある」と話し、専門的知識や技術の向上に必要な研修の充実を訴えています。一方、長年虐待問題に取り組んできた西澤哲・山梨県立大教授(臨床福祉)は「この10年で社会福祉士が児童福祉司に占める割合は増えてきたが、児相の機能が改善したという話は聞いたことがない。研修の上乗せで本当に専門職が育つのか」と疑問を呈します。現行のカリキュラムでは、社会福祉士の国家試験受験に必要な22科目1200時間のうち、子どもや家庭福祉制度に関するものは1科目30時間だそうです。西澤さんが教える学科では、学生が子どもや家庭についてはその4倍の4

科目120時間を学びますが、それでも児童福祉司が務まるレベルにはならないと西澤さんは話します。西澤さんは、児童相談所の中で監督・指導する立場のスーパーバイザーと呼ばれる児童福祉司の研修を2年間担当した経験からこう言います。「研修は否定しないが、研修以前の問題がある。たとえば県立病院の医師は、『公務員』より『医師』という意識をもっていると思うが、児童福祉司の場合は多くが『公務員』意識の方が強く、専門職としての意識が低い。これは研修では変えられない」と話します。さらに、いまの社会福祉士は、制度運用についての専門家であって、子どもや家庭福祉の専門家ではないと言います。米国の児相などでは虐待に特化したソーシャルワーカーが働いています。西澤さんは「精神の問題に特化した精神保健福祉士の国家資格があるように、虐待の問題も、子どもや家庭福祉に特化した資格をもつ、専門性のある人材が必要だ。大学などでの教育カリキュラムを変え、児童福祉司の質のスタートラインを上げる必要がある」と国家資格化の必要性を唱えています。「時間がかかるとの意見はあるが、いま始めなければ、第2、第3の心愛さんが出てくることを手をこまぬいて見てことになる。社会として腹をくくる時だと思う」と語っています。才村純・東京通信大教授(児童福祉)の話。私はもともと大阪府児相の児童福祉司で、旧厚生省の専門官を経て研究者になりました。自分の経験を言うと、万引きを繰り返す小学生がいて、警察から山のような通告書を送られてきたことがありました。超こわもての父親は児相の呼び出しに全く応じません。家庭訪問すると「何しに来たんや」と反発するだけでした。他の職員から大丈夫かと心配されながらも、2週間に1回訪問を続けると、父親は少しずつ心を開き、1年後には子どもを心理判定に連れて来てくれました。一時保護もそうですが、児童福祉司の揺るぎのない姿勢に、親は諦めとともに信頼感を抱くようになることが往々にして起こります。児童福祉司に必要なのは「専門的人格」とも言うべきもので、単なる知識や技術ではなく、経験の中で人格を磨いていなくてはなりません。研修で身につくもの

ではありません。児童福祉司は最低でも社会福祉士資格をもっているべきだと考えますが、それでは不十分です。社会福祉士の専門性をなす原理は、当事者との信頼関係を基盤として、彼らの自己決定を側面支援することです。しかし、虐待対応は全く異なります。虐待は、当事者の意図とは無関係に通告などをきっかけに介入しなくてはなりません。時には、保護者の意に反しての調査や一時保護などの強制的介入が必要になります。さらに、虐待のリスクなど客観的なアセスメント力が必要です。こうしたことは社会福祉士の包括的なソーシャルワークにはない要素です。しかも、そのような対応をしつつも、常に子どもや保護者の悩みを理解し、それに寄り添おうとする姿勢と態度が極めて重要になります。豊かな専門性をもつ児童福祉司は介入をしつつも、結局保護者の心をつかみ、信頼関係を築ける人が多い。やみくもに強制的に介入したり親子分離したりすることは結局親の反発を買うだけです。「最近、児童相談所は福祉警察化しつつある」と言われますが、これは児相の専門性のなさを物語るもので、憂慮すべきことです。強制的介入機能と受容的な支援機能の統合が虐待ソーシャルワークの専門性の本質であり、それは社会福祉士の専門性とは異なる高度なものです。さらに、保護者は争う手段をもちますが、子どもは重大な権利侵害にあっても自らを救済することはできません。子どもの最善の利益を保証するには、子どもとの信頼関係を築き、意見を十分にくみ取り、代弁する高度な専門性も求められます。従前の社会福祉士以上の子どもに特化された専門性が必要なことは言うまでもありません。今回の柏児相のケースも含め、関係機関の連携不足や見立ての悪さなど、同じような原因での死亡事案が全国で続いています。構造的な問題としてとらえるべきです。国家資格の創設が必要です。

■ 2019/4/17 【朝日新聞】

中高生の英語力、水準達成は4割 政府目標に届かず 公立校

全国の公立学校の中高生のうち、2018年度に政府が掲げる英語力の水準に達したのは中3で42.6%（前年度比1.9ポイント増）、高3で40.2%（同0.9ポイント増）だったと、文部科学省が16日公表した。いずれも5年前と比べ約10ポイント上がっているが、「50%」という政府の目標には届いていない。また、中3で最も高いさいたま市が75.5%に達する一方、最も低い北海道は30.0%で、大きな差が出た。政府の水準は、中3で「英検3級相当以上」、高3で「英検準2級相当以上」の能力があること。柴山昌彦文科相は16日の会見で「率直に言って課題があると考えている」と述べ、「成果を出している地域の取り組みを他の地域に普及するなどの取り組みを通じて、英語力向上に取り組んでいきたい」と述べた。調査では教育委員会を通じて、学校の状況を集計。結果は、中学は都道府県と政令指定都市ごとに、高校は都道府県ごとに公表されている。高校も自治体間で差が開き、福井県は高3の56.0%が水準に達したのに対し、宮城県は31.1%と20ポイント以上の差があった。調査では英語担当教員の英語力についても聞いている。「英検準1級相当以上」の英語力を示す資格をもつ教員の割合は中学で36.2%（前年度比2.6ポイント増）、高校で68.2%（同2.8ポイント増）で、こちらも政府の目標（中学50%、高校75%）には届かなかった。調査結果は、教員の判断によって左右される。生徒が英検などの試験に合格していなくても、教員が「同程度の力がある」と判断すれば「水準に達した」とみなされるためだ。さいたま市の場合、中3で「英検3級相当以上」となったのは75.5%。前年度から16.5ポイント増え、同市を除く埼玉県の中3の45.3%より突出して高かった。市教育委員会の担当者は理由として、小1から中3まで一貫したカリキュラムを設けた点や、中学での授業時数を増やしたことを挙げる。2016年度から始めた取り組みで、「3年目で成果が出た」という。ただ、実際に民間試験に合格している生徒は35.3%で、残りの40%余は教員が「その力がある」と判

断した。一方、さいたま市を含めた埼玉県の高3の「英検準2級相当以上」は31・8%で、全国で2番目に低かった。試験に合格した生徒は19・3%と前年度から6・0ポイント増えたが、教員が「能力がある」と判断した割合は12・5%と8・7ポイント減った。県教委の担当者は「調査方法が学校によってまちまちで、基準がない。生徒の力を過小評価してしまったのかもしれない」と語った。

■ 2019/4/18 【朝日新聞】

小5・6教科担任制拡充を 教員免許制度の見直しも 文科相、 中教審へ諮問

柴山昌彦文部科学相は17日、小学5、6年の授業を教科ごとに専門の教員が指導する「教科担任制」の拡充や、義務教育全体を通じた教員配置などの検討を、中央教育審議会に諮問した。中教審総会では「新しい時代を見据えて教育の質を高めるために総合的な検討をお願いします」と述べた。中教審は2020年末の答申を目指して議論を開始する。小学校では一人の教員が一つの学級を担当し、ほぼ全ての教科を教える「学級担任制」が一般的だ。児童の特徴を把握してきめ細かい指導ができるメリットがあるが、得意でない教科の授業準備など教員の負担が指摘されている。文科省が16年度に実施した調査では公立小の教員の授業時間数が、教科ごとに教員が異なる公立中の教員の時間数を大きく上回っていた。20年度からは小学校5、6年で英語が正式な教科となり、プログラミング教育も必修化されることから、専門性を持つ教員の配置を求める声が出ており、中教審ではこうしたテーマについて議論する。ただ、教科担任制を拡充すると教員の人数が現在より増え、自治体の財政状況によって格差が生じる懸念がある。このため、教員の確保を容易にすることも必要で、小中学校で教員免許を分けている制度の是非や、1人の教員が複数の学校で教える広域的な指導のあり方についても検討する。諮問にはほかに、高校生の7割が通う普通科を専門分野ごとに細分化する案や、いじめ・虐待への適切な対処法、急増する外国人の生

徒児童の就学支援や指導体制の確立、ICT（情報通信技術）環境の整備や先端技術の活用なども盛り込まれた。

■ 2019/4/18 【朝日新聞】

全国学力調査、中学生初の英語 PC使い「話す」出題も

小学6年と中学3年を対象とした文部科学省の全国学力調査が18日行われ、国公私立の小中学生約212万人が参加した。毎年実施している国語と算数・数学に加え、中3は初めて英語も出題され、筆記問題で測る「聞く・読む・書く」の3技能のほか、パソコンなどの機器を使って「話す」の力も問われた。調査結果は7月に公表する。英語の「話す」調査は、学校が事前にダウンロードした、出題内容が記録された動画をパソコン画面で再生し、マイクとヘッドホンが一体となったヘッドセットをつけた生徒が話して回答する形式。イラストに描かれた子どもたちが何をしているのかや、海外のテレビ局から取材を受けた設定で、将来の夢と、その実現のために取り組んでいることを答える問題などが出された。回答はUSBメモリーに記録して提出し、文科省が委託した業者が採点する。パソコン台数が足りなかったり、当日のトラブルが起きたりし、調査を実施できなかった自治体や学校もあると予想される。文科省は各地の教育委員会に実施状況の報告を求めており、19日に集計して公表する。学力調査は毎年4月に小6と中3を対象に実施され、今年で12回目。国語と算数・数学はこれまで、主に知識を問う「A問題」と、主に活用力を問う「B問題」を分けて出題していたが、改訂された新学習指導要領が相互の関係を重視していることなどから今回から一本化された。

■ 2019/4/23 【朝日新聞】

教員懲戒など削除、批判 遺族ら会見 「いじめ対策法」改正案

いじめ防止対策推進法の改正案について、いじめが原因の自殺で子どもを失った遺族らから批判の声が上がっている。超党派の国会議員勉強会の座長・馳浩元文部科学相が4月に公表した改正案では、検討されていた「いじめを放置した教員の懲戒処分」「学校側がいじめ防止の基本計画を策定」などの内容がなくなったためだ。馳氏らは学校側の負担増などを懸念したとみられるが、遺族らは「誰を守るための法律なのか、考えてほしい」と反発している。「一体どちらを向いて法律を作っているのか。座長試案を見直してください」。いじめによる自殺で一人娘を亡くし、いじめ問題に取り組むNPO法人「ジェントルハートプロジェクト」理事の小森美登里さんは22日、文科省内で会見して訴えた。隣には、他の遺族ら5人が並んだ。19日にも、いじめ自殺の遺族ら43組の連名で、座長試案に反対する意見書が馳氏へ手渡された。2011年に中学生の子をいじめ自殺で亡くした父親は「学校のガバナンスができていなかったから、いじめ死が起きたと私たちは考えています」と語った。13年9月に施行された同法には「3年後の見直し」を検討する規定があるが、議員の勉強会が動き始めたのは昨年。総務省が同年3月、「学校がいじめの限定解釈をする事例が多い」として、文科省に対して改善するよう勧告したことを受けたものだった。勉強会は遺族らのヒアリングなどを行い、同年12月までに改正イメージ案を公表。学校側にいじめ防止の基本計画のほか、対策委員会の設置など対策強化を求める条文が入り、遺族らも歓迎していた。しかし、4月の座長試案では、これらの項目が消えた。馳氏は「自治体の財政状況や地域の実情を考慮し、教員を威圧するような表現は控えた」と説明する。文科省が教員の負担軽減を重要課題に挙げていることも影響したとみられる。遺族らは納得していない。22日の会見に参加した教育評論家の尾木直樹氏は「試案は現行法より後退している。学校現場にとって最も大切なのは子どもの命。ここを押しやったら、働き方

改革も何もあったものじゃない」と批判した。

■ 2019/4/26 【朝日新聞】

**子ども貧困対策、数値目標盛り込まず
超党派議連の法改正案**

「子どもの貧困対策法」の見直しを議論してきた超党派議員連盟は25日、改正案をとりまとめた。貧困改善に向けた数値目標を政府策定の「子供の貧困対策大綱」に盛り込むとする規定は設けないことになった。数値目標に関する規定を設けるか否かが最大の焦点だったが、「教育や生活支援など具体策を拡充する方が重要」といった意見が多かったため。保護者が安定した仕事に就けるよう支援することの必要性などを盛り込んだ同法改正案の今国会への提出を目指す。

■ 2019/4/27 【朝日新聞】

施設の子同士、防げ性的問題 被害・加害…1371人 初の全国調査

厚生労働省は26日、全国の児童養護施設を含む児童福祉施設や里親家庭などで起きた「子ども間の性的な問題」に関する初めての調査結果を発表した。2017年度は732件、1371人の子どもが性被害・性加害などの当事者となっていた。厚労省は問題が発生した時の状況や子どもの体験、施設の取り組みなどを分析し、予防マニュアルを作成する。児童養護施設や一時保護所では、虐待などの理由で行政が親元から離れた子どもたちが生活、滞在している。こうした場で子ども間の性被害・性加害があれば、子どもたちは安心・安全に過ごせないことになる。厚労省は「子どもの権利擁護の観点から早期の対応が求められる」と、初めて全国調査を実施した。調査対象となった施設などにいる子どもの年齢は主に20歳未満。1～2月にアンケートを行い、社会的養護関係施設763カ所、一時保護所108カ所、児童相談所162カ所から回答を得た。性行為、入浴時などに裸を見られる、ポルノ動画を見せられる、売春・援助交際の強要などの11の選択肢を示した。問題の件数と当事者となった子どもの数は、

児童養護施設で544件、1005人で最も多かった。厚生省は、問題の選択肢ごとの回答件数や人数は明らかにしていない。子ども間の性被害・性加害が、様々な児童福祉施設で広く起きていることが明らかになった。本来は虐待などの理由で親と暮らせない子どもたちをきちんと保護・養育しなければならない場所。改善しようと各地で模索が始まっている。東日本のある児童養護施設では、毎月1回、入所する子どもにひとりずつ聞き取り調査をしている。うれしかったこと、いやだったことのほか、暴力や暴言について自分がしたこと、されたこと、目撃したことなどを聞く。それを一覧表にして、職員の代表、地元の教員、児童相談所の職員など約10人の会議に報告し、対応を協議する。昨春の会議では、低学年の小学生たちがかくれんぼをしながら、下着を脱いで性器を見せ合ったり、触り合ったりしていることなどが報告された。職員は「外遊びのときに職員を増やした。入浴のときに職員が性器は見たり見せたりしたらいけないことを教えている」と対応を説明した。委員長を務める元児相所長が「この段階で止めないと大変なことになるという危機感を、職員に持ってもらう必要がある」と話した。職員が共通認識をもって対応することで、2カ月ほどすると、性問題は落ち着いた。この取り組みは、性の問題に特化したものではなく、すべての暴力をなくし、安全・安心な生活を守ることが目的だ。導入して約5年、この施設では暴力や暴言が確実に減ったという。高知県中央児童相談所では3年前から、児童養護施設で生活する幼児や小学生を対象にグループワークをしている。施設の子どもたちは親の性生活などを目にしたことで、遊びに性的な要素が入ったり、ほかの子の性器を平気で触ったりすることがある。そのため、紙芝居などの教材を作り、「境界線」という概念を教えている。勝手に触らない、たたかないという体の境界線はグー、ルールや決まりの境界線はチョキ、心の境界線はパーと、身近な表現を使って教える。「性の問題や境界線のルールを小さいときから教えることが大切」と、昨年度のプロプログラムを主導した宗光加代・初期対応部長は話す。神戸では、児童養護施設や児童相談所の職員らが2年前に設立した「神戸児童間性暴力研究会」が、全国

約20カ所の施設について、実態と取り組みを調査中だ。結果をまとめ、発見、対応、予防のハンドブックを作る。代表を務める遠藤洋二・関西福祉科学大教授（児童福祉）は「事実を把握し、明らかにして議論していく必要がある」と話す。

■ 2019/4/27 【朝日新聞】

シッター資格に要件案

厚生労働省は26日、認可外保育施設の指導監督基準にベビーシッターの資格要件を新たに設け、「保育士、看護師または一定の研修を受講した者」とする案を有識者委員会で示した。研修は自治体や公益社団法人「全国保育サービス協会」が実施する20時間程度の講義と、1日以上の実践演習などを想定。委員会での議論を経て、5月中にも決定する。10月から始まる幼児教育・保育の無償化では、ベビーシッターも対象となる。自治体などから保育の質の確保に向け、指導監督の厳格化を求める声が上がっていた。

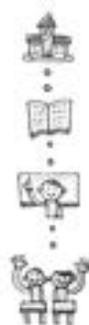
■ 2019/4/28 【朝日新聞】

子どもの貧困、どこで誰が 学校とタッグで支援、CMも

子どもの貧困対策法が施行されて5年。支援が広がる中、必要としている人にどう届けるのか、課題が見えてきました。「この地域での生活はひとり親でも安心感があり、本当に助かっています」。松江市古志原地区で、経済的に苦しい家庭に食品を無料で贈る「あったか元気便」を受け取った人の声だ。「元気便」は地元の公民館や農協、生協といった団体のグループが、市立古志原小学校を通じて利用者を募り、昨年夏にスタートした。団体の職員や組合員から現金や食料の寄付を受け、学校給食がない夏冬の長期休暇中に家庭を援助する。これまで3回、のべ84世帯291人に計約1トンの食べ物を届けた。ここ数年、子どもの貧困が社会の課題だと広く知られ、援助したいと考える人が増えた。だが、どこで、誰が困っているのかわからないことが活動のネックになっている。元気便の呼びかけ

人の一人、古志原公民館長の竹谷強さん（76）は「学校を通じて知らせれば、必要としている人に届く」と考え、昨年4月、小学校に提案した。学校と相談し、利用を案内する対象は、学用品や給食費を補助する「就学援助」をすでに利用している世帯に限った。個別に経済状況を尋ねれば、プライバシーを侵害する恐れがあるからだ。また、食品を箱詰めするスタッフには、届け先の名前や住所といった個人情報を知らせない。市の福祉部や教育委員会には事前に説明した。「事業の必要性と、個人情報を守っていることを理解してもらえれば、同様の支援は各地でできる」と竹谷さん。近くの中学校からも依頼を受けており、今年度、対象に加えたいという。公的な支援制度があるのに、知らずに利用しそびれる人を「ゼロ」に。沖縄県は2017年以降、3～4月に「就学援助」のテレビCMを約300回、流している。子どもの貧困対策を効果的に進めようと、県は小1、小5、中2の保護者を対象に実態調査をしている。15年度の調査では、就学援助を利用していない理由として、困窮家庭の約2割が制度を「知らなかった」と回答。周囲の目が気になり利用しづらいとの声もあった。この結果を受け、明るい雰囲気アニメで制度を紹介するCMを作った。18年度の調査では、制度の利用率は各学年で15年度より上がり、小1の困窮層では49・8%と15ポイント増。制度を知ったきっかけは「学校からの通知」が約80%と最も多く、「市町村からの通知」「テレビやラジオのCM」と続いた。県の担当者は「CM効果で必要な人に支援が届き始めている。CMにも限界があるので、直接申請を働きかける施策も進めている」と話す。日本では教育の私費負担が重く、困窮世帯の家計をますます苦しくしている。自治体が子どもの貧困対策を進める中で、独自の経済支援を始めた例もある。佐賀県武雄市は2016年4月、こどもの貧困対策課を設置した。どんな支援が必要なのか検討し、生活保護世帯以外で就学援助を受けている中学3年生に2万円の給付を決めた。進学に向けた受験料や塾の冬期講習代、就職準備などに使えるよう、17年から毎年、12月に支給している。山梨県は

17年度から、所得の少ない住民税非課税世帯で生活保護を受けていない生徒が高校に入学した場合、5万円を支給。経済的な理由で進学を諦めるのを防ぐため、制服や体操服などの購入にあててもらおう。県のアンケートでは受給者の98・4%が「役に立った」と回答したという。子どもの貧困対策法が施行された14年、政府は対策の基本方針を示す「大綱」を定め、教育、生活、保護者の就労、経済面の支援を掲げた。これに沿って都道府県が対策計画を作り、教育分野の支援が多く盛り込まれた。その中で、独自に現金を給付する自治体は少数派だ。大綱は今年度、見直される。内閣府が設けた有識者会議が、新たな大綱に求められる視点を議論している。専門家や支援団体は、親の低所得そのものに目を向け、改善するよう主張。子育てに必要な賃金を得られる労働環境、手取り収入が増える税制などの仕組みの実現や、住民に身近な市町村による対策計画作りなどを求めている。沖縄大の山野良一教授（児童福祉）は、沖縄県で29・9%（15年度）の子どもの貧困率を30年までに10%に下げる数値目標が設けられていることを例に、「目標を設定することで、何が必要なかが明確になる」と話す。また、この5年で「子どもの貧困」の存在は知られたが、子どもの居場所づくりや子ども食堂の議論にとどまらず、次のステージに踏み出すべきだと指摘する。「公的支援を増やし、社会保障や税を通じた対策で、いま現実に子どもが困っている状態をなくす。これを一番の目標に、国が責任をもって手立てを講じるべきだ」





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.161

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2019年6月25日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438 (子どもの人権連)
年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円